

## 第二章 古代と中世

### 第一節 律令制時代の富士北麓

#### 大化前代

古代国家がようやく型をととのえるようになったのは、大化元年（六四五）の大化改新ころからであって、それ以前のことについては聖徳太子の治政がやや具体的にわかるだけであった。国家体制はもちろんのこと地方行政については、ほとんど不明である。しかし、一方では五・六世紀は古墳文化の時代といわれているように、中央のみならず、地方でも多くの古墳が造られ、その背景となった豪族社会が存在したことは確かである。

甲斐の国においても古墳文化は広範な展開をみせているが、富士山麓のこの地方ではほとんどその痕跡を残していない。前述したように、鳴沢村域内に縄文・弥生文化期の生活跡は若干確認されるにもかかわらず、それに続く古墳文化期の生活跡が認められないということは、とりもなおさず、この地域には村の原型となるような社会組織が発展していなかったことを意味している。

この時期を文献の上からみると、『古事記』『日本書紀』の時代ということになり、大和朝廷の地方組織として甲斐国造（このやうし）の記事がみえている。ほとんど伝承に近い内容であって参考の域を出ないが、甲斐国造は開化天皇の孫の沙（さ）

本毘古王<sup>ほびこのみこ</sup>を祖とし、日下部連<sup>くさかべむらじ</sup>と同祖であるというものである。

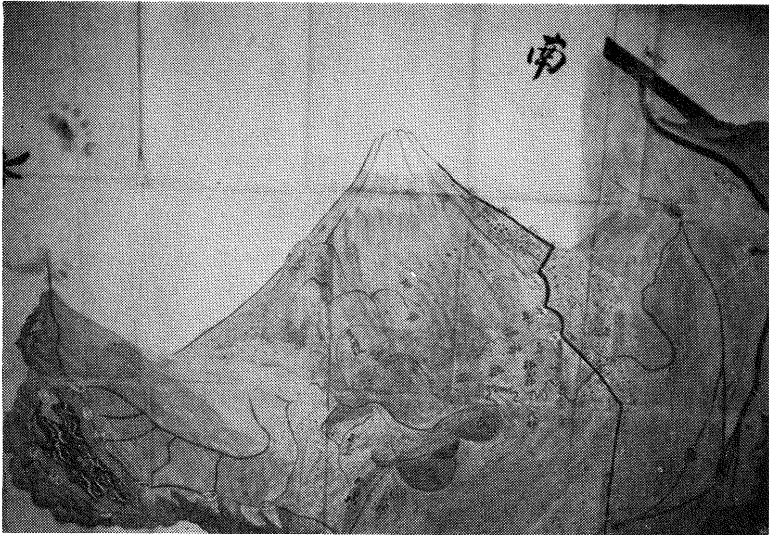
日下部は五世記後半の雄略天皇朝に、その皇后の草香幡梭姫<sup>くさかほたひ</sup>の名を冠して全国各地に設置された御名代<sup>みなしろ</sup>の部民であり、甲斐国の日下部を統轄したのが日下部直<sup>あたえ</sup>であり、国造も兼ねていたという（『増穂町誌』上巻）。つまり、中央豪族の庶流が地方官人として甲斐に定着していく経過を物語っている。しかし国造の下の地方組織がどうなっていたのかは不明であり、従って後の郡制になるような地域区分がされていたかどうかも不明である。ただ甲斐国造との関連で、甲斐の黒駒が中央政府に献上されている記事がみえており、御坂町の黒駒の発祥が古いことを物語っている。

### 律令体制

大化改新によって律令国家の基礎が定められた。律令とは法律のことであって、大宝元年（七〇一）の大宝律令の制定から始まり、一〇世紀の平安中期ころまでの国家体制を支えた制度である。これによって地方には国・郡・里の行政組織が敷かれ、国司、郡司、里長が任命された。国司には中央豪族が派遣されたが、郡司、里長は地方の有力者が選任された。里は五十戸をもって編成され、天平十二年（七四〇）には郷と改められた。当時の一戸は大家族制であって、一族・奴婢などもふくんだ複合的な家族構成であった。郷も中世以降の実態と異なっており、内部に多くの自然村落を包括した広域におよぶものであった。

大化改新によって、甲斐国は東海道に属する一国として位置づけられ、政庁は国府または国衙<sup>くにが</sup>と称し、現在の東八代郡御坂町国衙の地であった。一説によるとそれより以前に、現在の東山梨郡春日居町国府の地にあったものが、笛吹川の氾濫によって国衙の地へ移ったといわれている。当初における国司の名は明らかでなく、天平三年（七三二）の田辺史<sup>つひのふり</sup>広足が初見である。

郡は山梨・八代・巨麻・都留の四郡が確認されており、天平十年（七三八）の「駿河国正税帳<sup>しやうぜいちょう</sup>」では、すでにこ



元禄国境絵図（鳴沢村大田和区有文書）

の四郡制が明らかである。奈良時代までの郡境や郡の中に存在した郷名などは、はっきりしたことが明らかでないが、平安中期に編さんされた『和名類聚抄』(『和名抄』と略す)という百科辞典によれば、山梨郡には十郷、巨麻郡に九郷、八代郡五郷、都留郡には七郷の名がみえている。しかしその郡境は現在のものと大きく異なっており、正確さは期しがたい。とりわけ八代郡と都留郡との境界は不明であり、一説によれば、現在の河口湖あたりまでが八代郡であったという。

この説に従えば、本村域は八代郡に属したことになるが、その点で注目されるのは、嘉慶二年(一三八八)の奥書をもつ『残簡甲斐風土記』(『甲斐志料集成』三所収)である。同記によれば八代郡の東界を「東光寺谷」、都留郡の西界を「大田川」としており、従来より、大田川は本村域の大田和の窪地とする考えのあることである。『和名抄』では八代郡、都留郡ともに、この付近に想定される郷名はみあたらず、従って厳密な意味での郡界がどこであったかは、不明としかいいようがないが、大田川説をとれば、まさに本村域がその境界であったということになる。

それでは、現在のように、本村域がはつきりと都留郡に属するようになったのはいつかというところ、後述するように、この地域の年代記である『勝山記』では室町中期にはすでに都留郡に属していたので、鎌倉期かそれ以前の平安末期ころに郡界の変更があったと思われる。その線引がどのようにされたかについて、江戸時代になってからの元禄十五年（一七〇二）の駿河国との国境紛争の際に作られた絵図が参考になる。つまり掲載図のように、大室山・片蓋山の線が郡境となっており、これは中世からのものであったと考えてよいだろう。

ところで、本村名の地名の由来については諸説があり、一つは富士山の沢崩れが雷鳴のようにとどろいたからというもの、二つは富士山頂の池の水が落下する際の雷鳴からというもの、三つめは、剝はの海（精進湖・西湖）の水が大田川へ落下する時の鳴動からというものである。いずれも沢の鳴動音という点では共通しており、それを裏づけるように、『万葉集』でも富士の鳴沢として「さぬらくは、玉の緒ばかり、恋ふらくは、富士の高嶺の、鳴沢のごと」と歌われている。しかしこの『万葉集』に出てくる鳴沢を駿河国富士郡の地名、ないし普通名詞と考える学者もいるが、『甲斐国志』など甲州側の記録では、富士の鳴沢が本村名の起りだという説をとっているものが多い。

## 第二節 富士山噴火と北麓

### 律令制の崩壊

律令時代の土地制度は班田収授法はんてんしゅうじゆほうが基本であり、班田とは成人に割り与えられる田地のことであって、それをく分田ぶんてんという。一般の公民が成人男子で二反、女子はその三分の二、奴婢は男女それぞれ公民の三分の一であった。田地は国家によって区画化され、縦を条、横を里として土地台帳や図面を作製したので、これを条里制という。甲斐国

の場合、甲府盆地の中央に若干の条里制が存在したことが知られているだけで、全体の研究は遅れており、詳しいことはわからない。山間部である本村域は、もちろん条里制の対象外であり、前述したように、いつころから現在の集落の原型となるような人々が定住するようになったのかも不明である。

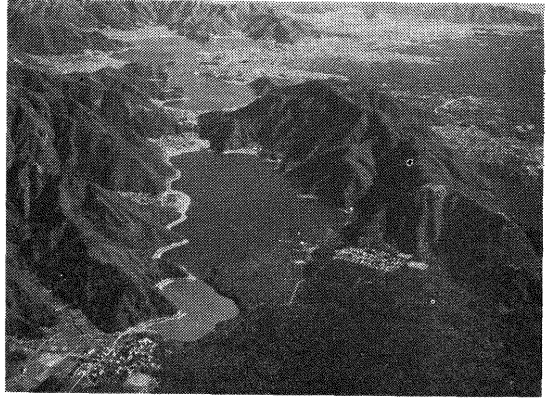
班田収授法は奈良時代に入ると口分田の不足をきたし、それにもなつて開墾の奨励が行われた。その結果、墾田が増加し、土地の私有化が促進されて、律令体制の原則であった土地公有制が破綻することになった。

こうした現象は都を離れた遠隔地ほど顕著であり、東国の辺境国であった甲斐国は、開墾の進展を示すような史料でさえみあたらない。しかし中央での律令制の破綻は地方にも大きな影響を与え、とりわけ山間部の多い甲斐国では牧の発達が顕著となり、牧の開墾拡大が私有地制の原動力となつていった。

平安時代に入るとこうした傾向は一層進展し、天長四年（八二七）には、甲斐国に牧監が任命された。牧監は官牧の監督長官であつて、国司と並ぶ権限をもつていた。平安初期に律令の補足として制定された『延喜式』には、甲斐国の官牧として柏前・真衣野・穂坂の三牧の名がみえている。いずれも現在の北巨摩郡地域にあつたもので、中央政府への駒牽こまけんの記録が多見している。官牧のほか私牧も発達しているが、富士山北麓での存在を示すような記録は残っていない。これらの牧も次第に墾田として開発されるようになり、やがてそれが荘園として私有地化し、律令体制崩壊の主要な原因となつていった。

### 富士山の大噴火

『万葉集』に詠まれて以後、富士山の記録はみられなくなる。『古事記』・『日本書紀』ともに富士山噴火の記事はもとより山の名さえみられない。それだけこの時期の富士山の状態が静かであつたことを示している。ところが、平安時代に入ると、富士山噴火の記録が多出するようになる。天応元年（七八一）の噴火を初見として、以後、延暦十



西湖から河口湖を望む

九年（八〇〇）、同二十一年（八〇二）と噴火記事がみえている。これらはいずれも駿河国側での噴火であって、北麓には被害が及ばなかったようである。しかし、延暦二十一年の噴火はかなりの規模のものであり、足柄路が噴石で塞がったという（『日本紀略』）。この時の噴火口が現在須走口の一合目にある小富士であるという。

ついで貞観六年（八六四）五月、西峰で大噴火が起こり、その溶岩流が北麓に流出し、本栖と剗の海を埋め、水は熱して湯のごとくになり、湖の魚は死にたえ、民家は埋まって残った家には住人もいなくなったと記録されている（『三代実録』）。その火炎は高さ二十余丈に達し、山方十二余里を焼き、十余日間も燃え続いたとあるから、大噴火であった。溶岩流は西から東へ流れ、剗の海が分断されて精進湖と西湖に分かれた。

以上のようにこの時の噴火は甲斐国側で起こり、北麓全域に甚大な被害をもたらせたことが明らかである。とりわけ本村域に関しては、剗の海が溶岩流で分断され西湖が生じたことや、前述したように郡界であったといわれた大田川が埋没するなど、その影響は大きかった。

大噴火以前のこの地域の地形を正確に復元した上でないと確かなことはいえないが、ともかくも一時期は人が住めないような状態がしばらく続いたものと推定される。

この大噴火と関連して、従来より富士山を鎮めるために祀っていた浅間神社に対しての信仰が活発になった。中央



富士山北口2合目の御室浅間神社本宮

政府は、直ちに甲斐国司に浅間神社を創建するよう命じ、国司は八代郡擬大領の伴真貞に命じて、郡家の南に造立させた。これが現在の一宮町の浅間神社であるといわれ、後に甲斐の一の宮に指定された。

本村域内での浅間神社の造立例はなく、もっとも近い所では勝山村の御室浅間神社が著名である。本宮は富士山二合目にあり、里宮が河口湖畔にある。とりわけ本宮は富士山中の浅間神社としてはもっともその創建が古く、本社をもつて前述した貞観六年の大噴火後に創建されたものとする意見もある。その根拠は同じく『三代実録』の翌貞観七年十二月条に、先の八代郡内の浅間神社造立の記事に「然りといえども異火の変、今に止まず、使者を遣わして検察す、剗海埋まること千許町、仰いで之を見るに、正中最頂に社宮を飾造す、垣四隅に有、丹青石を以つて立つ」とあることによる。

このほかにも河口湖町の河口浅間神社や富士吉田市上吉田の富士浅間神社などの大社があり、中小のものも加えると北麓だけでも相当数に及ぶ。宮地直一氏はその著『浅間神社の歴史』（『富士の研究』Ⅱ）の中で、これら北麓の神社の創建は古代までは遡らない新しいものとの見方をしているが、記録の有無によってのみ創建時が決まるわけでもないし、これらの神社はもう少し古い時期の創建と考えてもよさそうである。

なお、本村と浅間神社の関係については、魔王神社の社地内にあった小御獄権現を富士山五合目に移したとの記事が『甲斐国志』（神社部）にみえており、その説明に「相伝、古へ成沢村ノ郷民此山中ヨリ材木ヲ伐出シケレハ、小社

ヲ建立シテ鎮守の神ヲ祭リケル」とあり、いつのころかはつきりしないが、富士小御獄神社の創建が本村の人達によつてなされたことを伝えている。このことは恐らく古代まで遡りえないとしても、中世末以前であることは間違いないと思われる。

それはともかく、貞観の大噴火後も断続的に何度かの噴火が起こっており、とくに承平七年（九三七）十一月には、甲斐国から「駿河国の富士山の神火が水海を埋る」と報告があり（『日本紀略』）、水海つまり河口湖らしい湖が溶岩で埋まったことを報じている。長保元年（九九九）にもかなりの噴火があり、駿河方面に被害があつた。

その後も長元五年（一〇三二）、永保三年（一〇八三）の噴火も記録されており、これら噴火の合間には煙も出さない活動の小休止期間もあつたようであるが、井野辺茂雄氏の克明な調査によると、鎌倉・室町期にも噴煙を上げていた時期が多く、最終的には、宝永四年（一七〇七）の大噴火後、その活動が休止して今日に至っている（『富士の歴史』）。

### 莊園の発達

奈良時代の末ころから進行した墾田の私有地化は、平安時代に入つて一層進展し、律令制の公地公民制は有名無実化していった。増加した私有地はその権益を守るために、競つて中央の貴族や大寺社に寄進され、併せて公有地の押領なども進行し、いわゆる莊園の成立をみるようになった。

莊園は全くの私有地であり、墾田の開發者から領家への寄進、さらに上位の本所への寄進というように、階層的な所有権が存在し、その莊域内の土地と人民とを支配していた。甲斐国内での莊園の初見は安和二年（九六九）に法勝院領としてみられる市河莊（西八代郡市川大門町周辺）であつて、その現地の開發者や領家は不明であるが、本所として法勝院に寄進されていたものであつた。その規模は耕地部分のみで十四町余であつたというから、山野などを考慮すれば、かなりの広域にわたるものであつたと思われる。



その後、あいついで甲斐国内の荘園名が中央の記録にみられるようになり、最終的には十六世紀末の戦国時代まで続くことになるが、八代郡では八代・青島・岩間・浅利・井上・向山・一宮荘などの名がみえ、都留郡では、田原・鶴田・道志・古郡・福地・波加利・大原荘などがみられる。このうち、国府にも近く八代郡の郡家のあった八代荘（東八代郡八代町周辺）では、応保二年（一一六二）に国司と領家である紀伊の能野神社との争いが起こり、国司側が敗北している。つまり最早この時期には律令体制は形骸化しており、実際には荘園領主としての中央の貴族や大寺社が政治的にも支配権を握っていた。この八代荘についても開発者や現地で荘園を預っていた荘官などは明らかでないが、いずれにしてもこの地域の有力者であったことは間違いない。一方で国司側の役人として八代荘の荘官らに乱暴を働いたとされる三枝守政らも、やはり現地はえぬきの有力者であった。しかし律令制の衰退とともにその勢力は減退し、かわって荘園を基盤とした新興勢力が成長していった。

この時期の北麓の状況も具体的なおことは明らかでない。荘園名としては前出した大原荘が北麓のこの地域のものとしてみられるが、その成立時期や領家など具体的なおことはわからない。

大原荘については『甲斐国志』に「大石・長浜・大嵐・鳴沢・勝山・木立・船津、此七村を大原庄七郷と云、（中略）古は大原七郷は皆勝山浅間明神を以って産神とす」とあるが、確実な文献上で大原荘の名はみられず、かつ、その初見が、この地域の戦国誌とされる『勝山記』であることからみれば、これは単に広域地域の呼称としての俗称であったようにも思われ、正式に立荘された荘園ではない可能性の方が高いようである。この点は江戸時代になっても荘名でまとめる地域呼称が残っていたのと同じことであろうと思われる。こうした点よりみれば、少なくとも本村域に荘園があったとは思われず、先の富士山噴火の状況なども考えあわせて、集落そのものの形成がどの程度に進行していたのかさえも不明としなければならない。

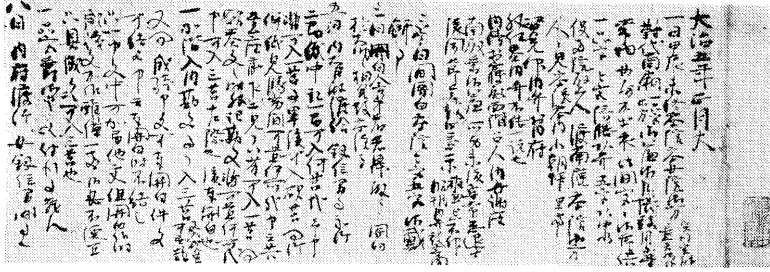
## 甲斐源氏の進出

中央の下級貴族であった清和源氏流の源頼信が、甲斐守に任命されたのは、長元二年（一〇二九）のことであった。その子頼義も甲斐守に任ぜられているが、ともに当時の国司の実態からみて、いわゆる遙任国司ようじんであって、現地には赴任せず在京のまま官途かんど（受領うりやう）のみを称したのである。従つてこの時期での清和源氏の甲斐国進出についてはまだ不透明な部分が多く、確実な点はもう少し時代が下がってからでないとはつきりしない。頼義の子に八幡太郎義家、新羅三郎義光があつて、ともに清和源氏の東国進出の基盤をつくつた人として、従来より評価されている。朝廷の官撰にかかるとこの時期の系図集『尊卑分脈』そんひぶんみやく、『国史大系』所収によれば、義光の説明として、

常陸介、甲斐守、従五上、左兵衛尉、右馬允、左衛門尉、刑部丞、母同義家朝臣、大治二、十、廿卒、とあり、従来より、甲斐守として初めて現地に着任した人物とされている。北巨摩郡若神子に住し、若神子山城がその詰城跡といわれているが、国司としての入国ならば国府の近くに居館を構えるのが一般的であつて、その着任に關してはまだ疑問が残っている。

しかし現実には、北巨摩郡域には前述したように早くから牧が発達しており、その荘園化に伴つて清和源氏が進出してきたことは容易に推定できる。名目的にせよその歴代が甲斐守に任ぜられてきたことはその背景にあつた経済的な進出を伴うものであり、本人が直接着任しないまでも、家人を在庁官人ないし荘官として派遣し、実質的な在地支配を実現し、その勢力を拡大させていくことは可能であつたわけである。こうした点の反映として、現地に義光着任の伝承が残つたものと思われる。

それでは実際に甲斐へ入国した最初の清和源氏は誰であつたかという点と、義光の子義清であろう。義光には義兼・実光・義清・盛義・親義らの子があり、義兼は常陸国吉田郡の吉田太郎清幹の女と成婚して常陸佐竹氏の祖昌義を生



長秋記原本・大治五年正月の条（早稲田大学図書館蔵）

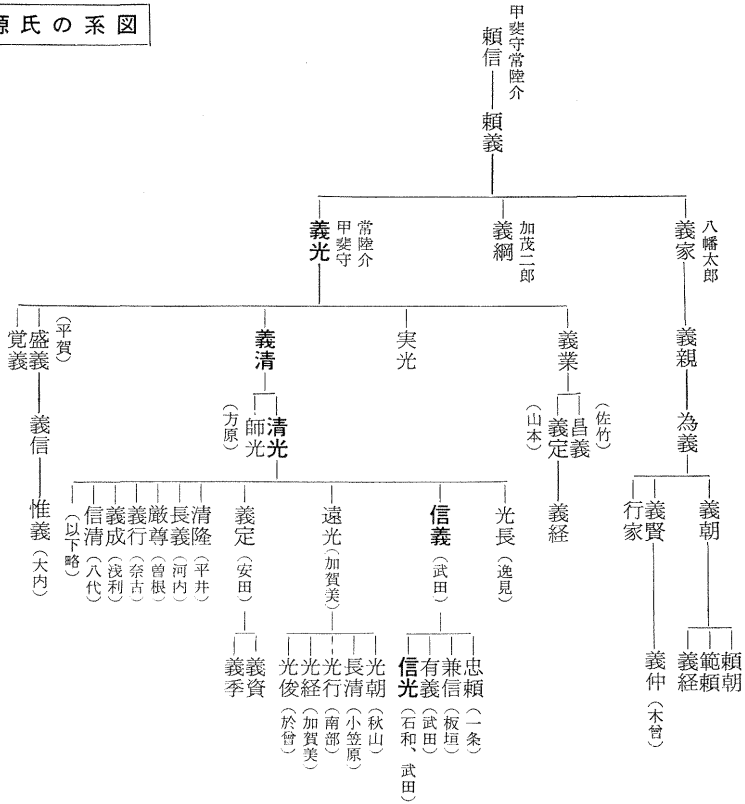
み、義清は同じく常陸国吉田郡武田郷（現勝田市）に住して、武田冠者といわれている。こうした経過から考えて、義光の子孫は当初から常陸へ進出しており、この点は義光自身が常陸介となつてゐることからも明らかである。

『浅羽本武田系図』によると、義清は源兼宗の女をめぐつて清光を生んでおり、源師時の日記である『長秋記』によると、大治五年（一一三〇）十二月三十日に「常陸国司、住人清光濫行の事などを申すなり、子細目録に見ゆ」とあつて、武田郷周辺で乱暴を働いて常陸国司より中央政府に訴えられてゐるのである。

志田諄一氏によれば、この乱暴事件によつて、清光は父義清とともに甲斐国市河庄に配流されたのだという（初期の佐竹氏をめぐつて『茨城キリスト教大学紀要』十号）。従来の説では、義清は甲斐の目代（官人）と市河庄・青島荘の荘官として入部し、市河庄内の平塩に館を構えて土着したとされているが、前述の常陸より配流されたという説や、天永元年（一一二〇）に逸見冠者清光が市河館で生まれたという説（『甲斐国志』）とは大きな隔りがある。そのへんのところは、もう少し史料を集めて、年代を追つて検討しなければならぬ問題と思うが、ともかく義清が初めて甲斐へ入国し、甲斐源氏の祖となつたという点では同じ意見である。

清光以降の甲斐源氏の動向はかなりはつきりしている。清光は逸見冠者といわれているように、やがて巨摩郡逸見荘へ移り、前代から官牧として発展していた地域の私領化を進めた。その子孫は甲府盆地一帯に進出し、系図によつて多少の相違はみられ

源氏の系図



るが、その一例を示すと左のようになる（清雲俊元『安田義定』）。このうち長男の光長が逸見氏を継ぎ、次男の信義は同じ巨摩郡の武田郷（荘とも）へ入って武田太郎を称し、甲斐武田氏の祖となった。同系図の信義の注記によると「母は手輿遊女といい、逸見太郎光長と同胞で、兩人は同日に生まれ、光長が巳刻生まれ、信義は午刻に誕生」とある。兄光長の一族がふるわなかつたことから、やがて甲斐源氏の物領となり、一族国人を従えて鎌倉幕府の創設に参画することになる。弟達はそれぞれ別家を起こし、加賀美・安田・浅利・曾祢・八代氏などの祖となつて盆地中央へ進出していった。しかし八代郡の山間部や都留郡への進出はまだみられず、この時期に本村域もふくめた

北麓の支配状況がどうなっていたのかは不明である。

### 第三節 甲斐源氏と若彦路

#### 古代の駅制と若彦路

律令体制下の交通制度として駅制があり、官道に沿った主な宿駅に人馬を用意して、荷物等を宿継ぎする制度である。この駅制は中世以降も主な街道の伝馬制度として残ることになるが、官道のみならず、遠隔地に通ずる主要な道路には宿場が発達し、荷物の継ぎ送りが官道に準じた方法で行われていたようである。

古代での官道がどの道であったかはいろいろと議論のあるところだが、甲斐から駿河の東海道へ接続する道としては、古くから河内路・中道路・若彦路・御坂路があった。各時代によって、どの道が官道であったかは、はっきりしない一面があるが、古代でもっとも長期間にわたって官道の位置を占めていたのは御坂路とされている。これは前出した『延喜式』に「甲斐国駒馬、水市、河口、加吉、各五疋」とみえているからであって、この三駅の現地比定が、水市が八代郡御坂町黒駒付近、河口は河口湖畔、加吉は籠坂で山中湖畔であったからである。

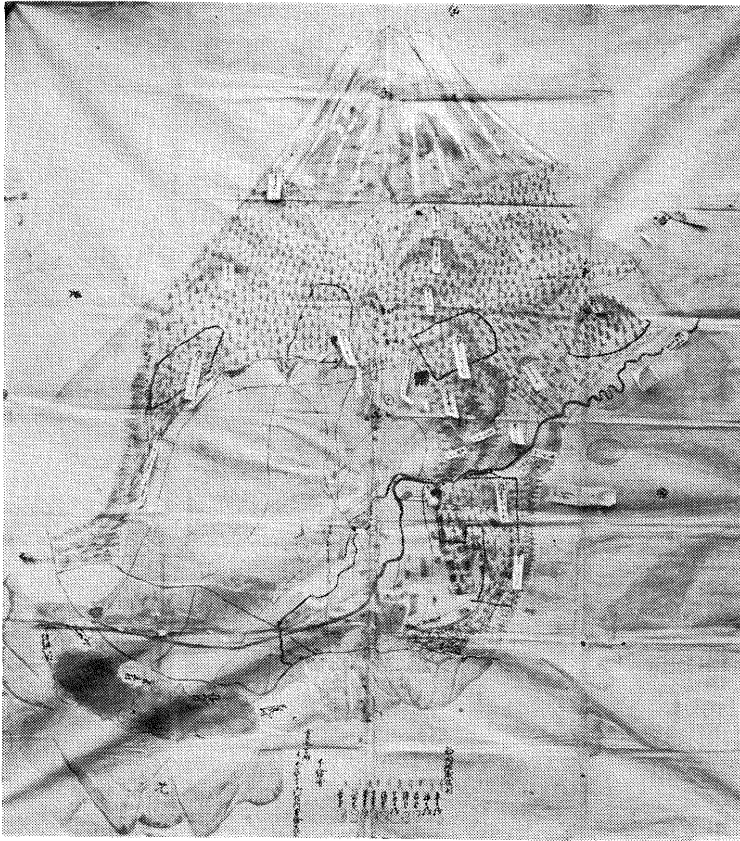
これは現在の国道一三七号線であり、鎌倉時代には鎌倉道ともいわれて、駿河へ至るもっとも主要な道であった。この他の河内路も中世から近世にわたって駿州往還として重要な役割を果たし、現在でも国道五二号線として静岡方面への至近距離となっている。その中間にある中道は、それほど起源は古くないようであるが、しかし、河内路と同じく中世から近世にはかなり重要な役割を果たしていたことが知られている。

さて本村域内を通過している若彦路について述べなければならないが、一説によると、若彦路は官道としての御坂

路が成立する以前からの古道であるという（『甲斐国志』ほか）。まずその呼称の起源であるが、『古事記』や『日本書紀』の伝承時代のこととして、日本武尊の皇子の稚武彦王の名にちなんだという説や、八代町内鳥坂にある日本武尊陵（白鳥）から名付けたとの説がある。最近では日本武尊の存在は疑問視され、かわりにそれに該当する人物として五世紀後半に活躍した雄略天皇（カワタケル王）とする考えが有力であるが、いずれにしても古代王朝の皇族と結びついた起源という点では変わらない。

この稚武彦王の封戸がこの道筋にあたる八代町竹居にあったという説は、竹居の表記が武部・建部と同義であった、古代王朝が部民として設定した御名代部や御子代部の一つであったという考えである。この説も現在のところ一試論にすぎず、定説化したものではない。しかし最近の考古学の研究成果によると、この道筋にあたる盆地部には、発掘遺物や古墳が多く存在し、大化改新（六四五年）以前からの古道であったことの反映であるという（山梨県教育委員会編『若彦路』）。

若彦路の道筋については一部を除いて大筋は明らかにされており、現在の甲府市東部の板垣から出発して国玉・石和町の小石和・八代町の竹居・奈良原を経て鳥坂峠に至り、上芦川からさらに大石峠を越えて河口湖町の大石に至る道筋である。ついで足和田村の長浜・大嵐から本村の大田和を通り、さらに富士山西麓の原野を横切って富士宮市の上井出で中道路と合流していたと思われる。大田和から上井出までの道筋は現在でも人家は少なく、その推定が困難な所もあるが、『甲斐国志』（村里部）など江戸末期での説明では、「本村ヨリ富士ノ北麓コンノウ路ヲ径テ、駿州富士郡上井出村へ出ズ」としており、鳴沢村役場で所蔵している寛延四年（一七五二）の村絵図でも中世末から江戸時代にわたって主要な道となった駿州往還（現国道一三八号線）のほかに、天神山・片蓋山の脇を通って国境に至る道筋が描かれている。この絵図の片蓋山の箇所「中乃こん乃」の貼り紙があり、この道筋が「中の金王路」ともいってい



鳴沢村絵図（大田和区有文書）

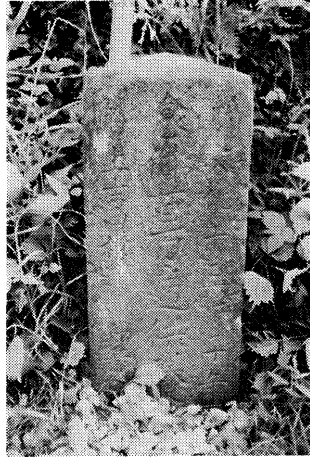
たことが明らかである。この「金王路」という別称がいつころから使われていたのかは不明であるが、後述するように平安時代末の治承四年（一一八〇）

にはすでに文献に現れてくるので、かなり古くからの呼称であると推定される。金王は神野の意であり、富士山を御神体とした神の原野からきたものであり、現在でも本村域内の小字として「今野」「じらごんの」「大夫今野」「なかのこんの」などの呼称が残っている。

一方「若彦路」の呼称が確かな文献上にみられるのも「神野」と同じく治承四年の『吾妻鏡』からであって、そこでの表現は「富士の北麓の若彦路」とあり、つづいて「神野ならびに春田の路を経て鉢田の辺に至る」とあって、若彦



駿河往還みちしるべ



念仏百万遍供養塔（文化13年）

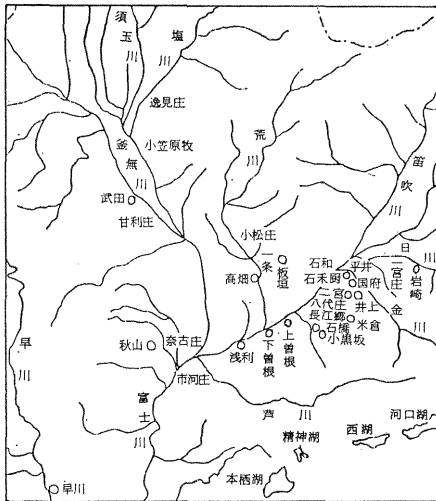
路が神野に接続するような書き方をしているが、この点は、鎌倉中期になって鎌倉で編さんされた『吾妻鏡』の限界とみるべきであらう。ここではむしろ、大化改新以前の古道であった若彦路が、その後官道としての位置を御坂路に譲ったとはいえ、なお平安末期においても利用されつづけていた点に注目しておきたい。とくに、この道が江戸時代以降になってもなお使用されていたことは、現在、大田和辻にある文化十三年（一八一六）の道標などで明らかである。

#### 甲斐武田氏の発展

中央の貴族や大寺社の経済的基盤であった荘園制の発展にともなうて、荘園内で実際に開発領主ないし荘官として実力を蓄えて成長したのが武士の起こりとされている。現地で武士化したものには二様があり、一つは甲斐源氏に代表されるように、中央の下級貴族が任地に土着したものと、もう一つは古代豪族の系譜をひく土着の氏族が開発領主や在庁官人として武士化したものである。土着豪族の進出によって勢力を減退させていった。

前述した八代荘事件に出てくる三枝氏などがその代表例であり、中世以降は勝沼周辺地の一土豪としてその命脈を保つにすぎなかった。甲斐源氏の隆盛に伴ってその家人となる氏族も多く、現在に残る系図等はその段階で書き直さ





甲斐国要図（河村昭一『安芸武田氏』より）

れているものが多い。

さて、甲斐武田氏の祖となつた信義は、幼名を竜光丸といい、一説によると、兄光長とともに常陸国武田郷で生まれつたという。保延六年（一一四〇）に十三歳で葦崎の武田八幡宮の社前で元服したという。この武田の地は古代の官牧の一つであつた真衣野牧の地域内であり、その地名起源については神話時代の武渟川別命（たけふにかわけのみこと）の封地からとも、日本武尊の皇子武田王の封地からともいわれている。しかしこれらは伝説的なものであり信が置けないが、『葦崎市誌』によれば、これとは別に「岳田王」が延暦二十四年（八〇五）に甲斐寺に任ぜられていることをあげ、その居住地であつたから武田荘の名が起つたとされている。とすれば前述のように、信義の父祖である義清・清光らが常陸国武田郷に住していたので武田氏を称したという点と偶然にも地名が一致し、従来のように甲斐で初めて武田氏を称したのは義清であるという説とはあい入れなくなる。つまり前説をとれば、

甲斐の武田荘の名の起りについても再考しなければならない。この点、確実な文献上で武田荘とみえるものはなく、ようやく戦国期になつて武田郷の名がみられることから考えても、甲斐の武田の地名についてはなお研究の余地が多い。

しかし一方ではこの地に弘仁十三年（八二二）に設置された定額寺としての願成寺が存在し、信義時代の阿弥陀像も現存しており、早くから開けた土地であつたことを物語っている。従つて甲斐源氏の発展とともにこの地に八幡神社が勧請されたの

も確かなことである。しかしこの神社をいつころから武田八幡社と称するようになったかは明らかでない。後世の各種の武田氏系図がその初代を信義としているところからみれば、信義がこの地へ入って初めて武田郷と改めたのかも知れない。ともかくも、前出の『尊卑分脉』の信義条には、「武田太郎、母手輿遊女、逸見冠者清光子也、与逸見光長同日二児出生、仍兩人共号太郎云云」とあって、その母は駿河国手越（静岡市内）の遊女であったという。次男であるのに太郎を称したのは妾腹であったが、前述したように長男光長と同日に生まれたからともいう。武田の地に進出後の信義は、隣接する甘利荘も手中にし、さらにその子忠頼・兼信・有義・信光らを盆地中央部に進出させて甲斐源氏の惣領的地位を確立させていった。

この間、中央では摂関藤原氏に代わって、桓武平氏流が政権の主導権を握り、平清盛の全盛期であった。朝廷の権威も地におち、かろうじて上皇による院政によってその体制を維持していた。清和源氏の一流は平治の乱（一一五九）の政争に敗れ、地方へ分散し、主として東国に下向して再起を図っていた。

治承四年（一一八〇）四月、後白河法皇の皇子以仁王と源頼政が平氏追討の兵を挙げ、各地に分散していた源氏のもとへ令旨を届けて挙兵を促した。とりわけ源氏の嫡流であって、平治の乱に敗れて伊豆に流されていた源頼朝のもとへは、叔父の源行家が赴き、令旨を伝達した。頼朝は八月十七日に旗上げして伊豆目代の山木兼隆を討ったが、二十三日の石橋山の合戦では平家方に敗れ、海路から安房へ脱出している。

『吾妻鏡』によると、行家は頼朝に令旨を届けた後、甲斐・信濃へ向かったとあるから、五月初旬には甲斐源氏にも平家追討の令旨が下ったと思われる。その文面には（原漢文、以下同じ）、

下す、東海、東山、北陸の三道諸国の源氏ならびに群兵等の所、まさに早く清盛法師ならびに従類叛逆の輩を追討すべき事。

右、前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣す。最勝王の勅を奉るにいわく、清盛法師ならびに宗盛等、威勢をもって凶徒を起し、国家を亡ぼし、百官万民を悩乱し、五畿七道を虜掠す（中略）

もし勝功ある者においてはまづ諸国の使節に預らしめ、御即位の後、必ず乞ふに従ひて勅賞を賜ふべきなり。諸国よろしく承知し、宣によつてこれを行ふべし、

治承四年四月九日 前伊豆守正五位下源朝臣<sup>（仲綱）</sup>

とあつて、すべて同文のものが各所の源氏に届けられたという。

武田信義を中心とする甲斐源氏の対応は慎重であり、結局、石橋山の合戦には間に合わなかった。

#### 富士北麓の戦

石橋山合戦の二日後の八月二十五日、甲斐源氏拳兵の動きを察知した駿河目代の橋遠茂は、俣野五郎景久とともに甲斐へ攻め込んできた。『吾妻鏡』によつてその状況をみると、

而して昨日昏黒に及ぶの間、富士北麓に宿すの処、景久ならびに郎従が帯るところの百余張の弓弦が鼠のために食ひ切られおわんぬ。仍つて思慮を失うの刻、安田三郎義定・工藤庄司景光・同子息小次郎行光・市川別当行房は、石橋において合戦を遂らるの事を聞て、甲州より発向の間、波志太山に於て景久らと相逢。各々轡を廻し矢を飛ばし、景久を攻め責す。挑戦の刻、景久ら弓弦が絶るに依つて、太刀を取るといへども、矢石を禦す能わず、多く以つて之にあたる。安田已下の家人ら又剣刃を免れず。然り而して景久雌伏せしめ、逐電と云々。

とある。これによると平家方と甲斐源氏の一部との最初の戦いが富士北麓の波志太山で行われている。恐らく平家方の駿河目代らは前述した若彦路をとつて甲斐に向かい、同じく若彦路を南下してきた安田義定らとの遭遇戦になったものと思われる。

「波志太山」の場所については諸説があつて、定説を得ていないが、富士北麓とあるから本村域内の可能性も高いわけであるが、大室山・片蓋山のことといい、流石奉氏の説く足和田山のことといい（甲斐源氏と源平合戦）、決定的な論拠はない。それはともかくとして、この時の合戦では甲斐源氏のごく一部が動いたものであつて、信義ほかの主流派の動きはみられない。「波志太山」は『吾妻鏡』の治承四年十月十八日条にももう一カ所でてきており、それによれば十月十四日の戦でも波志太山周辺で戦っているから、波志太山鉢田の可能性も高いわけである。この点よりすれば、足和田山とするよりも、甲斐国境付近の方がよいように思われる。

同年九月八日には、頼朝とともに安房へ逃れていた外祖父の北条時政が、甲斐・信濃の源氏の挙兵を促すために甲斐へ向かった。そのころ武田信義らは九月七日に挙兵した木曾義仲に呼応して信濃へ出兵し、平家方の菅冠者らを伊那郡に攻めていた。十五日には巨摩郡の逸見山（谷戸城）に凱戦し、そこで北条時政と対面した。時政は即時に駿河への出兵を説いたが協議がまとまらず、十日余の後、改めて石和五郎信光の館に移つて相談した。そこに頼朝からの第二の使者として土屋宗遠が着き、やがて出兵に慎重であつた加賀美遠光・武田有義・秋山光朝・小笠原長清なども同意し、十月十三日には甲斐源氏の面々が駿河に向かつて出発している。その模様を同じく『吾妻鏡』でみると、

甲斐国の源氏ならびに北条殿の父子、駿河へ赴く。今日の暮に大石駅に止宿すと云云。戊剋、駿河目代は長田入道の計をもつて、富士野へ廻り、襲來の由その告あり。仍つて途中で相逢い、合戦を遂ぐべきの旨を群議す。武田太郎信義・次郎忠頼・三郎兼頼（てつ）・兵衛尉有義・安田三郎義定・逸見冠者光長・河内五郎義長・伊沢五郎信光らは富士北麓若彦路を越ゆ。ここに加藤太光貞・同藤次景廉は石橋合戦以後、甲斐国方へ逃げ去り、而して今此の人々を相具して駿州に到ると云う。

とあつて、大軍が若彦路を南下している。十三日夜は大石駅に止宿とあるから、この段階でもなお河口湖畔の大石が宿

合戦之旨群議武田太即信義次郎忠頼三郎兼頼  
兵衛尉有藤安田三郎義定地見証者光長河内五  
郎義長伊瀨五郎信光等越富土地藤若彦將安加  
藤太光兼河内藤次景廉石橋合戦以後逃去于甲斐  
國友而今相見此人乞到駿州云  
十四日 癸巳 午起武田安田人々經神野并春  
田路到鉢田逢駿河甲代率多勢赴甲州之處不意  
相逢于此所地連山峯道崎磧石之阻不得進於前  
不得退於後前信光主相具景廉等進先發兵法斷  
力攻戰遠茂會時雖迴防禦之備遂長田入道子息  
二人發箭遠茂爲囚人從軍失常被疵者不知其負  
別後之輩不能發矣悉以逃亡聞遠茂獲於富士

野伊堤之邊云  
十五日 甲午 武衛補入御鎌倉林亭此間爲景  
義來行所令借理也  
十六日 乙未 爲武衛御願余鶴岳若宮被劫其  
日勤行所謂法華仁王靈勝王等鎮護國家三部少  
波其外大般若經此音經樂師經壽命經等也供  
備奉仕之以相撲國景原標爲御供所又今日令  
遣發駿河國給平氏大將軍小松少將准盛朝臣密  
敷萬騎去十三日到若于駿河國手越嶺之由依有  
其告也今至于相模國府六所實於此所被來寄  
當國平河庄於若狹推現其部下文相副御前筆師  
簡思差藤色轉太郎被遣別當行實之計御書之類

吾妻鏡・寛永版（早稲田大学図書館所蔵）

厭的な役割を果たしていたことが明らかであり、若彦路の重要性も知られるのである。つづいて十四日条には、

武田安田の人々、神野ならびに春田路を経て鉢田辺に到る。駿河目代は多勢を率いて甲州へ赴くの処、意ならずも此所に相逢う。境は山峯が連なり、道は磧石が崎すの間、前に進むを得ず、後へ退くを得ず。而して信光の主は景廉らを相具して、先登を進み、兵法を力は励み攻戦す。遠茂は暫時防禦の構を廻らすといえども、遂に長田入道子息二人梟首。遠茂は囚人たり。

從軍は寿を天して疵せらる者その員を知らず。後に列すの輩は矢を発つ能わず、悉くもつて逃亡。西剋、彼頸を富士野の傍の伊堤之辺に梟すと云う。

とあり、十四日には甲斐源氏の大軍が本村域内の神野路を通過して鉢田という所で駿河勢と合戦している。この鉢田についてもその場所がはつきりせず、朝霧高原とも富士郡上井出の中野根野路（流石奉氏）ともいわれている。前述したように、十月十八日条では、波志太山とも表現しているので、鉢田＝波志太とみておきたい。合戦の様子は石和信光が先陣となって甲斐源氏が大勝し、橘遠茂は補虜となつて斬首され、富士野伊堤に晒されている。本

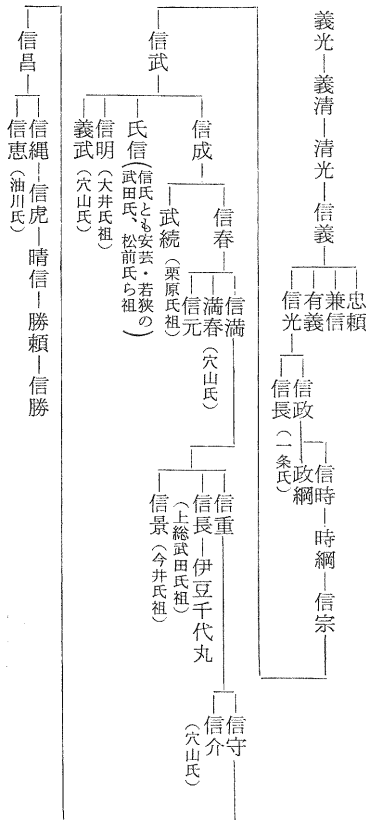
村域に残っている絶頭の小字は、この時の戦乱で敵方を斬首したことより起ったといわれているが、確かな点は明らかでない。

この後も甲斐源氏は南下をつづけ、一方京都からは平維盛を大将とする平家軍が駿河へ入り、それに対抗して源頼朝も鎌倉を出て駿河に向かった。公家である九条兼実の日記『玉葉』によると、十月十七日、甲斐源氏からの使者が、平維盛の本陣に書状を届け、駿河の浮島ヶ原で参会したいと申し出た。平家方は怒ってこの使者二人を斬殺してしまつたが、この甲斐源氏一党の動きは平家方との妥協を求めたものであつて、この時点ではかならずしも頼朝方に組すると決していなかつたことを意味している。しかしこの交渉が決裂したことによつて甲斐源氏の動向は定まり、『吾妻鏡』によると、翌十八日には、二万余の甲斐・信濃の源氏が、北条時政とともに黄瀬川（沼津市）で頼朝と参会している。この後、二十日には富士川で大合戦があり、甲斐源氏の大活躍で平家方は敗走し、その後、頼朝は武田信義を駿河国守護、安田義定を遠江国守護に任命している。

いずれにしても、この二度にわたつての富士野での源平合戦は、この地域の人々に新しい時代の到来を印象づけた事件であり、とりわけ本村域においてもその影響が大きかつたと思われるわけであるが、残念ながら、具体的にこの事件に関する現地の史料を残していない。

### 武田氏の御家人化と承久の乱

富士川の合戦の翌日、治承四年（一一八〇）十月二十一日に、頼朝はその戦功として武田信義に駿河国守護職、安田義定に遠江国守護職を与えている。この時点では頼朝自身がまだ中央政府の認知した政権ではなく、従つて正式に守護任命権をもつていたわけではなかつたが、甲斐源氏を優遇するために名目的な守護補任を行つたと思われる。その後の平家追討戦においても甲斐源氏の活躍はめざましく、一連の合戦記の中にその名を見いだすことができる。し



(磯貝正義他『山梨県の歴史』より)

かし富士川の合戦の勝利を境として、頼朝は鎌倉において着々と武家政権確立の準備を進め、やがて次第に勢力を拡大させていく甲斐源氏に警戒の色を強めていった。とりわけ遠江に入った安田義定が現地の浅羽・相良氏などと所領をめぐる争いを起こしたので、頼朝に批難の口実を与える結果となった。『玉葉』の養和元年(一一八一)八月十二日条によると、頼朝が義定を討伐するとの風聞が京都に流れ、在京していた大江広元がこれを鎌倉に伝えたという(清雲俊元『安田義定』)。

頼朝は直ちに信義を鎌倉に招き、その真偽を確かめた上、改めて頼朝に対して二心のないことの誓詞を提出させており、このころから頼朝と甲斐源氏との関係が険悪になってきたことは確かである。その背景には、信義らが挙兵の当初から木曾義仲と結んでいたことがあり、その木曾氏が頼朝に先んじて入京したことへの牽制があったものと思われる。(武田氏略系図)

元暦元年(一一八四)六月、武田信義の長男一条忠頼は鎌倉に呼ばれ、謀殺されている。これは平家追討から木曾氏の追討に至る一連の軍事行動の中に落度が多かつたとの理由であるが、もとよりそれは口実であって、真意は甲斐源氏の正統を弾圧することにあつ

た。ついで建久元年(一一九〇)には、信義の二男板垣三郎兼信が隠岐へ流され、さらに、建久五年(一一九四)八月には安田義定にも同じ理由で反逆の意思ありと云って、一族もろとも斬殺してしまった。こうして治承の挙兵以来活躍してきた甲斐源氏は分断され、信義の子供では、わずかに五男の石和信光がその命脈を保つにすぎなかった。

信光は諸系図では武田信義の五男で初め石和氏を継いだといわれ、頼朝の信任が厚く、文治二年(一一八六)三月九日の父信義の死後に甲斐国守護に任ぜられている。『吾妻鏡』にその名が多見しており、父信義の跡をついで武田家物領となっている点は明らかである。ところが最近、清雲俊元氏は、信光は信義の子ではなかったとの説を出している(『安田義定』)。「平治物語」にみえる井沢四郎信景と『阿波井沢系図』にみえる桓武平氏千葉庶流の信景の注に「伊沢四郎母武田義清女、甲斐国石和庄に住む、平治元年卯春、源義朝公に随順奉仕、度々軍功を顕はし高名あり、十七騎の内也。寿永三卯四月七日卒す」とあることに注目し、その信景の子が家景と信光であったというものである。

家景の名は『吾妻鏡』文治元年(一一八五)十月二十四日条にもみえており、信景・家景父子が石和氏を称して石和荘を領していた点は確かであるが、信景と信光とが父子であったことを示す史料はなく、問題が多い。しかし一方で、信光がその初期に石和氏を称していたことも確かであり、問題はいつどのような型で信光が石和氏に入ったかであり、今後の課題であろう。通説に従えば、信光は頼朝から石和荘を与えられて石和五郎を称したというが(『尊卑分脈』ほか)、この説を裏付ける史料も存在していない。いずれにせよ信光が石和氏を称した時期があったことは間違いない、父や兄と異なって頼朝の信任が厚かったことも確かである。このことは、同時に信光を惣領とする甲斐源氏の鎌倉幕府への臣従化を意味し、以後、信光は幕府御家人としてその行動は制約されてくるのである。

正治元年(一一九九)、鎌倉幕府の創始者であった頼朝が死去した。幕府内では頼朝の生前から源氏累代の御家人層と、新興勢力である外戚北条氏との対立があり、死後、その將軍職継承問題などで政争が表面化した。この経過の中



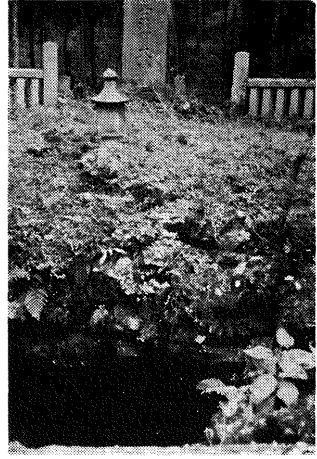
で北条一門が主導権を握り、それに反発した畠山重忠や和田義盛・三浦泰村らは、反乱という形で征伐された。とりわけ建保元年（一一二二）の和田義盛の乱では甲斐国内の御家人も両派に分かれて争い、和田氏に組した都留郡の古郡氏は滅亡し、その旧領の一部は武田信光に与えられた。

承久元年（一一二九）、三代将軍源実朝が暗殺されると、鎌倉での武家政権に不満をいだいていた中央の権門勢家は後鳥羽上皇のもとに結集し、討幕活動を始めた。承久三年五月、幕府は大軍をもって京都へ攻め入り、反乱を鎮圧した。後鳥羽上皇ほかの三上皇を遠島に流し、主謀者の公家らを処断した。幕府軍には甲斐源氏一統も加わり、武田信光・小笠原長清らは東山道軍の大將として参陣した。

『尊卑分脈』によれば、信光はその功賞として安芸国守護職に任ぜられており、その後も子孫が断続的に安芸守護を兼任している。乱後、信光は討幕派公家の一人である葉室光親を捕虜として甲斐へ同行し、富士東麓の加古坂で斬首しており、小笠原長清も、源有雅を稲積荘小瀬村（甲府市）で斬首している。

#### 鎌倉期の富士山周辺

次に鎌倉期の富士山周辺での出来ごとを中心に、この時期の岳麓地域の社会や文化の動きを『吾妻鏡』によってみておきたいと思う。まず、建久四年（一一九三）五月二十八日、小雨降る中で、頼朝が富士の巻狩を催し、その場で故伊東祐親の子である曾我兄弟が、富士野の神野の旅館に工藤祐経を襲撃して、父の仇討ちをしている。世に曾我兄弟の仇討ちとして有名な事件であるが、ここに出てくる「神野旅館」は、前述した治承四年の甲斐源氏進攻の折に出てきた「神野路」と同じ場所であろう。従ってこの富士の巻狩は西麓の甲駿国境付近で行われたと思われる、以後この原野では巻狩が何度か行われている。このことと関連して、本村域内には巢鷹の生息地があり、こうした狩に使用するための鷹に関する史料が多くみられるようになる。詳しくは、もう少し時代の下がった戦国時代以降のこととして



富士の人穴

述べたい。

建仁三年（一一〇三）には、三代將軍実朝が、駿河国富士郡の狩倉で巻狩を催し、その近くにあつた富士の人穴に興味を示し、仁田忠常らに命じて探検させている。その時の報告として、

この洞は狭くして踵を廻らす能わず。不意に進行すると、又暗くして心神を痛めしめ、主従おのおの松明を取る。

路次は始中終、水流が足を浸し、蝙蝠が顔を遮つて飛ぶ。幾千万と知れず、その先途は大河なり、逆浪が流れを漲らせ、渡らんと

欲するに據を失う。

とあつて、古老の話として、ここが浅間大菩薩の御在所であつて、昔から恐れられていて誰も入つたことのない場所だつたと言っている。

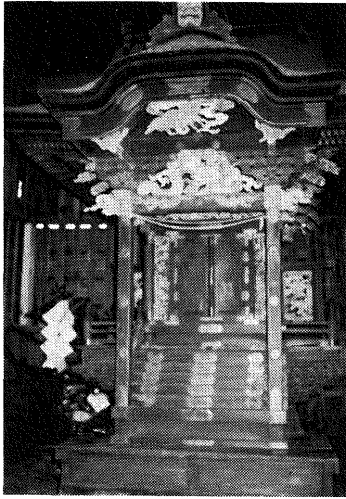
この当時から富士山の風穴が付近の人々に恐れられていたことがわかり、それを初めて探検した記録として、かなり現状に近いことを報告しているのは興味深い。本村域にも富士の風穴、氷穴といっているものがいくつもあり、その形成は、前述した貞観年間の大噴火によつて生じたものと思われる。

ついで寛元四年（一二四六）三月三十日には、八代郡一宮の浅間神社の権祝守村が、幕府に訴えたことによれば、近年、一般住民の鷹狩を禁じているので、祭祀用の供物としての鳥さえ集めることができなから、祭祀用については免除して欲しいといっている。これなどは、かつては一般住民にも鷹狩りが許されていたものが、武士の鷹狩りが盛んになって鷹不足などの状況が起こつて、禁止されたものであろう。鷹狩りが支配階級のものとなつていく様子が

わかって興味深い。

鎌倉期の武家文化の移入は、富士の裾野から甲斐へ入ってきたわけである。主に御坂路であったわけであるが、河口湖まで入った鎌倉文化は、一方では御坂路・若彦路を通って国中地域へ入り、一方では、後の駿州往還といわれる現国道一三八号線を伝わって富士の北麓にも流れていったと思われる。本村域内の寺社としては、いずれも古い伝承をもつものの、現在では、その古さを証明する史料を保有していない。

鳴沢の春日神社がこの地域の産土神であるが、それも江戸時代になってからのことと思われ、それ以前には前述したように、勝山村の小室浅間神社が鳴沢もふくめた大原七郷の産土神であった。鳴沢の魔王神社に至っては、『甲斐国志』の編さんされた文化十一年（一八一二）の段階でもまだ神殿がなかったほどである。ところが大田和の八幡神社は、その正確な創建年代は不明であるが、八幡信仰の流行した中世期まで遡るものと思われ、その本殿もかなり古い様式を伝えたものであり、北麓としては八幡神社そのものの存在が珍しいものである。



八幡神社本殿

一方寺院の方は、成沢山通玄寺があるが、この寺は臨済宗の下吉田月光寺の末寺であって、月光寺自体が室町中期の開山であることからすれば、その末寺である通玄寺はもっと新しい年代の開山であって、本尊の薬師如来像をはじめ、中世まで遡れる文化財は所有していない。詳しくは寺社編の方を参照されたい。

以上のように本村域内での鎌倉期の文化的状況はほとんど不明であるが、隣接している北麓地域には前述した浅間信仰の展

開をはじめ、大嵐の蓮華寺のように、弘安年間の日蓮聖人の教化によつて他宗から日蓮宗に改宗した寺院が多く、この時期の一つの特徴といえる。もう一つ注目しなければならないものとして、本村域もふくめたこの地域の薬明王神信仰がある。

薬明王神とは、薬師如来が神に権現した姿であり、病気をなおし、災厄を除くといった土俗的な信仰であつて、それが難儀であつた昔の交通路沿いに祀られる結果となつたのである。至近の所では、大嵐と長浜・西湖とに薬明権現社がある。いずれも前述した若彦路沿いにあり、その点では本村域内に同社があつてもおかしくない。現在もまた記録の上にも本村域内での同社の確認はできないが、その存在を示唆するものとして、大田和の建長五年（一二三三）の石碑をあげることができる。



建長5年銘の薬明王石碑

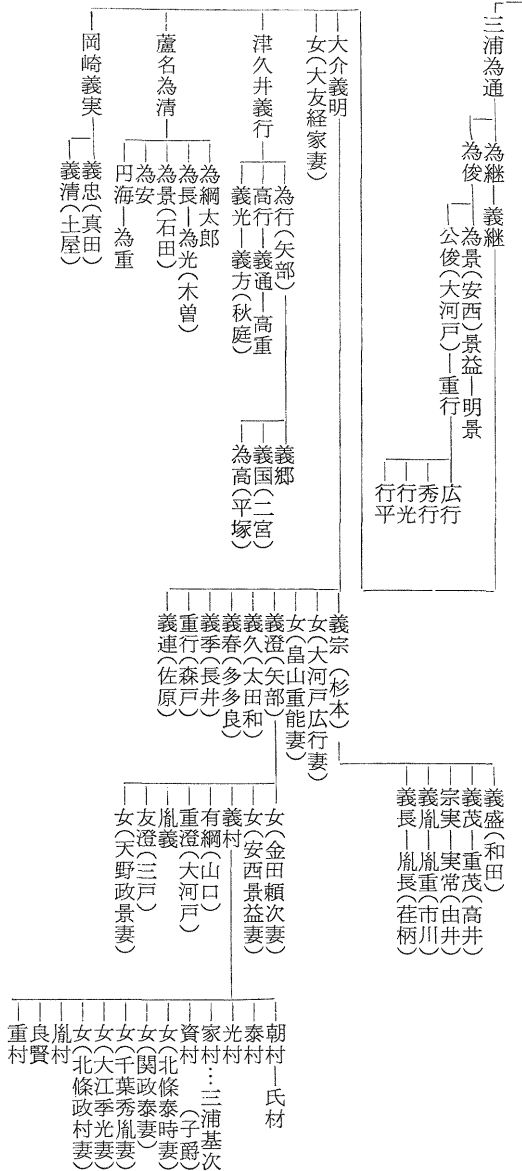
この石碑は、昭和十三年（一九三八）の山梨郷土研究会の夏草道中の時に発見されたもので、その時調査にあたつた桂川七郎氏らによれば、鎌倉時代の石彫品に間違いなく、石造美術品としても珍宝だと評価されている。図版のように石造品としては自然石をそのまま用いた特徴のないものであるが、その銘に「建長五癸丑三月二十七日建立 薬明王大権現」とあることによつて注目されたものである。現地の人によれば、昔は現在地よりもっと西の農協出荷所付近にあつたものだというが、一緒に祀つてある道標や馬頭観音などは、いずれも江戸時代中期以降のものであり、一見してそれら同祀されているものとそう違わない年代のものという感じのものであつて、恐らくかつては、その元となる建長五年銘の古い石造品があつたものが、それが損亡したこ

とによって、後世の人達が代用品として作製したものであろうと思う。

現状のものは、全国的な視野からみる鎌倉期の石造品としては、あまりにも唐突な感じがする。しかし、後述するように、この北麓一帯は中世においては、極めて生活条件の厳しい地域であつて、冷害や旱魃によって餓死者が出るような状態がつづき、そうした状況から脱するために、薬明王神信仰が早くから広範囲に浸透していったことは確か

三浦氏略系図（『三浦大介及三浦党』より）

桓武天皇—葛原親王—高見王—平高望—良文（村岡）—忠光—忠通—



なことであり、それが若彦路沿いにある点も当時の交通事情を反映したものと興味深い。

もう一つこの時期の史料として注目されるのは、正和四年（一三一五）の年紀をもつ足和田村長浜の三浦助法の譲状写二通である。『甲斐国志』（土庶部十八）によれば、この古文書の所蔵者である三浦氏について、「代々長浜村に居住して村長となる。三浦大介義澄が孫、建暦の頃この地に隠れ住みけり」とも述べており、つまり鎌倉幕府の創設期に活躍した三浦半島から起こった平氏流三浦一族の末葉であるという。一族から出た義盛は和田氏を称し、前述したように建保元年（一一二二）の和田合戦で北条時政との政争に敗れ、その叔父であった三浦義澄の孫達もこの事件に連座して各地に分散したことは十分に考えられる。しかし『尊卑分脉』をはじめ各種の『三浦氏系図』にも義澄の孫の中で助法の親に相当するような人物は見当たらず、この伝承には問題が残っている。

三浦氏は義澄の孫の泰村が三浦大介を継承し、幕府内で権力を持つが、宝治元年（一二四七）に北条時頼に亡ぼされ、この時にも三浦一族は地方に四散している。年代的にはこの宝治合戦後に甲斐へ入ったものの子孫とも考えられる。ともかく、その譲状の本文を左に示す。

(A) 甲州西湖山境の事

はぎ(袂)のおから見たしに、すぎ山・大むろおきつて、ひかし者西湖山なり、三浦助次郎助(忠)のりゆひごんにまかせて、新助かけみつニゆつり渡事志(実正)つ志やうなり、自今以後山さかひ申物あらば、此以請文申わけへき者也、仍而如件、

正和四年まことし

三浦介次郎

九月廿日

助法 花押

(B)

ゆつりわたす地の事

(甲斐) かのくに (西海) のうみ・すきやま・おふはた・おふむろ四か所、右すけ (助光) ミつか志ん (親父) 助二郎すけのりのゆい (遺言) こん  
 ニまかせて、すけ (助光) ミつかちやくしわか子ひこた郎いまい志んすけかけ (景光) ミつとかうすこの仁ニ、ゆつりあたる  
 (實正) 所志つしやうなり、於不ちすけのりかゆい (遺言) こんニまかせて、すけ (助光) ミつかの所を一 (丹) ゑんニかけ (景光) ミつニゆつりあ  
 (字々孫々) うる上へ、志 (至) こんニいたるまでいらんさまたけ申仁あるへからす、もしすけのりかゆい (遺言) こんニたかうる  
 ニよつてハふけうの仁たるへし、志 (自今以後) こんいこのさハ志んすけかけ (景光) ミつかはからいとしてゆつりわたすへし、仍  
 (讓) びゆつり志やう如件、

正和四年きとほ

三浦介次郎

九月廿八日

助法 花押

にし (西海) のうみのすけすけ (助光) ミつ ありはん (在判)

これは大正年間に甲府の若尾家が編さんした「山梨県誌」の稿本である。「巨摩郡古文書」の中に収録されている文書であるが、写でありしかも正和四年(一三一五)の正しい干支は乙卯(きのとう)であるところから、『甲斐国志』では偽文書であろうとして掲載していないものである。しかし干支の間違はかなりあることで決定的な欠陥ではなく、鎌倉期の武家文書中にみられる譲状の形態からすれば、その表現法や用字法の点で、これを当時のものとみてよいと思われる。

問題は(A)と(B)との関係であるが、内容的には同じことを言っていると思われる、つまりは西湖山の四カ所を助法から孫の景光に譲り渡すというものであろう。その四カ所の地名は西海・杉山・大畑・大室であって、(A)はその境

界を定めたものであり、(B)は(A)の内容が大雑把であるので不安に思い、さらに詳しく書き直したものである。

この三浦氏の略系図は、助法―助光―景光とあって、この讓状で助法が子の助光をとばして孫景光に讓ったことに問題があり、この三浦氏内部で相続上の争いがあったことがわかるのである。これ以上の詳しい経過は不明であるが、鎌倉末期の西湖地域に名門三浦氏の傍流が住みついて一帯を領有し、小領主化していたことは確かであり、その領有した西湖山の四カ所の地名も現在地名で確認できると面白い。

ここでいう西湖山が、現在の足和田山のことであるとすれば、本村域とのかかわりも深く、従来的一般農民のみの村落運営の中に、既成の武士団が小領主として入り込んできたものとして注目される点である。

## 第四節 南北朝内乱期の北麓

### 南北朝の内乱

鎌倉幕府は文永十一年(一二七四)と弘安四年(一二八二)の二度にわたって蒙古軍の襲来をうけ、請国の御家人にその防衛の軍役を課したが、それに対する恩賞はなく、御家人の間に不満が高まっていった。幕府政治も執権北条氏による専制政治に不満な武家や民衆も多くなり、十四世紀に入ると、京都の公家や西国の御家人の中には倒幕の気運が高まっていった。

正中元年(一三二四)の日野資朝ら公家による倒幕事件は、一応未然に防がれたが、元弘元年(一三三二)の後醍醐天皇を中心とする倒幕運動は各地に波及し、とりわけ東国の有力御家人であった足利・新田氏の幕府離反によって決定的な局面を迎えることになった。



元弘三年（一一三三）五月に上野国で挙兵した新田義貞らは、武蔵府中で幕府軍を破り、直ちに鎌倉へ侵攻し、鎌倉幕府は滅亡した。下野国の足利尊氏も京都の六波羅探題を亡ぼし、隠岐島へ流罪となっていた後醍醐天皇を迎えて、建武親政の立役者となった。いわゆる建武の中興政治であって、後醍醐天皇とその側近の公家による王政復古がその目標であった。

しかし幕府は滅亡したとはいえ、武家勢力の政治的進出は無視しえず、公武合体策へと後退していった。具体的には各国に国司と守護とを併置したり、知行制度においても武家の要求に大幅に譲歩したものになった。

こうした状況のもとで、倒幕に重要な役割を果たした足利尊氏は、独自の武家政権の樹立に向かい、新政府からは徐々に難脱していった。尊氏は在京のまま、上京してくる旧幕府御家人の把握に努め、一方では弟の直義を鎌倉へ送り込み、東国の掌握に乗りだした。新政府に不満の地方武士は各地で反乱を起こした。とりわけ建武二年（一一三五）六月の北条時行の乱は規模が大きく、信濃の兵を中心に、甲斐・武蔵の兵も加わった。

この時期の甲斐国内は、守護が建武中興で活躍した武田三郎政義であり、政義は武田家庶流の石和家をつぎ、本宗の武田信武は甲斐を出て安芸国守護として活躍していた。甲斐国内はかならずしも武田政義によって統一されていたわけではなく、それに反発する武家も多かった。これらの不満武家が北条時行の挙兵に同調した。

時行は一時的に鎌倉を占領するが、足利尊氏がその征圧に向かい、八月には乱を平定して鎌倉を回復した。鎌倉へ入った尊氏はそのまま鎌倉にとどまり、東国の掌握に専念した。尊氏は自ら征夷大將軍を称し、時行の乱の論功行賞を行った。この行賞の一環として終始尊氏と行動を共にしていた武田信武に甲斐国守護が与えられた。つまり建武中興政府の任じた政義と尊氏が独自に任命した信武の二人の守護が一時的に出現した可能性が高い。これは尊氏自身その後建武政府から独立し、後醍醐天皇に対抗して北朝の光厳天皇を擁立し、いわゆる南北朝の分裂抗争へ発展して

いく状況を反映したものである。

南北朝の対立内乱はその後約六十年間つづき、全国規模の争乱がくりかえされた。甲斐国内でも両派にわかれて内乱がつづき、新任の信武に反対する勢力も強かった。石和氏を中心に逸見・南部氏らが南朝側であり、とりわけ巨摩郡南部町を拠点としていた南部氏は終始南朝方として活躍した。しかし延元元年（一三三六）に尊氏が『建武式目』を定めて室町幕府を創始したころから北朝方が優勢となり、それを反映して甲斐国内でも武田信武が主流となつていった。

### 観応の擾乱

甲斐国もふくめた東国において、この時期の政治状況をもう一つ複雑にしていたのが、観応（ミヤウツ）の擾乱といえる。幕府内での尊氏・直義の兄弟対立であつた。つまり当初尊氏は弟の直義を鎌倉に派遣し、東国の掌握をまかせたのであるが、長男義詮を鎌倉に送り込んだことによつて両者の対立が起こり、直義は京都に呼び返えされた。幕政に関与することになつた直義は高師直などの尊氏側近とも対立し、やがてそれが尊氏との対立に発展し、兄弟が相争うことになつた。この抗争を観応の擾乱という。

観応二年（一三五二）八月、直義は京都を脱出して鎌倉へ戻つた。当時鎌倉には尊氏二男の基氏が鎌倉公方として鎌倉府を治めていたが、執事の上杉憲頭らは直義派であり、鎌倉でも両派の対立が再発した。同年正月には同じく鎌倉府の執事であつた尊氏派の高師冬が上杉憲頭に攻められ、甲斐国須沢城（白根町）で敗死している。その模様は、『太平記』（巻二十九）に、

師冬ニハ順シタガフ者候ハザリシ間、一步も落テ此方コナタの様子聞バヤトテ、甲斐国へ落テ、洲沢城ニ被（須）籠候処ニ、諏方下宮祝部（ツツリ）六千余騎ニテ打寄、三日三夜ノ手負討死其数ヲ不知、敵皆大手へ向フニヨリ、城中勢大略大手ニヨリ下テ防



武田信武証判軍忠状 (早稲田大学図書館所蔵)

戦フ、隙ヲ得テ山ノ案内者後へ廻テ、カサヨリ落シ懸ル間、八代ノ某一足モ不レ引討死仕ル。

とあって、高師冬が鎌倉での政争に敗れて、逸見氏をたよって甲州へ落ちのび、諏訪氏らに須沢城で攻め滅ぼされたことが明らかである。この事件での甲斐守護武田信武の動きがはっきりしないが、信武はこの時期には安芸国守護として安芸の国人らに多くの軍勢催促状ほかを発給しており、甲斐には不在であったと思われる。同年十月付の柏尾山

大善寺あての武田信成の巻数返事があるから(大善寺文書)、長男信成が守護代として国政を代行していたものと思われる。

観応二年(一三五二)十日、尊氏は直義追討のために鎌倉へ向かい、箱根竹の下で直義軍を打ち破った。その折、甲斐守護代の信成へも軍勢催促がなされ、信成は波多野清秀に軍忠状を發している。それによれば、

波多野又次郎清秀申す軍忠の事

右、御敵甲州へ打越すべきの由、其の間あるによつて、去九月廿七日より十一月十五日に至つて橋田山関所を警固せしめ候、次今月十一月富士河ならびに蒲原合戦で忠節致し候の間、御證判を賜い、向後の龜鏡に備えんがため、恐々言上くだんのごとし。

(観応二年)  
正平六年十二月日

承之(信成の証判略)

とあって(黄徴古簡集)、波多野氏が信成に従つて尊氏方として参戦していることが明らかである。この波多野氏は伊勢国真弓御厨の地頭であつ

た同氏の一族であり、甲斐国守護武田信武に従って甲斐国で知行を得て移住してきたものと思われる。その所領ははつきりしないが、この軍忠状によると、橋田山関所を守るとあって、これが甲斐国境の関所として鎌倉方からの侵攻をくい止める場所であったことから、前述した治承四年の甲斐源氏が平家方を打ち破った時の「波志太山」と同じ場所と思われ、つまり甲斐国境の北麓に関所があったことが知れ、それは若彦路にあったと考えてよいであろうとすれば、波多野清秀の所領も西麓一帯のどこかであった可能性が高い。

翌観応三年（一三五三）正月、尊氏は鎌倉へ入って直義と和睦し、その直後に直義を謀殺して、一応数年に及ぶ観応の擾乱に結着をつけた。この観応の擾乱に関連して、甲斐国内でも両派の対立があり、尊氏方の信濃守護の小笠原政長がそれに介入して、八代郡七覚寺（中道町）まで出張し、武田上野介以下の直義党を退治している（武田乗信代弥六軍忠状）。このことは甲斐の守護代としての信成に敵を平定するだけの力がなかったことを意味し、それだけこの内乱が深刻な状況であったことを物語っている。

#### 小山田氏の都留郡進出

さて、後の戦国期において都留郡の郡内領を支配し、武田氏の譜代家老衆ないし郡代・支城領主として活躍した小山田氏の動向を少しみておきたい。小山田氏は桓武平氏流秩父氏一族であって、秩父重弘の次子が小山田別当有重と称し、武蔵国小山田荘（町田市）を領有したのに始まる。その子に稲毛三郎重成・榛谷四郎重朝・小山田五郎行重の三人があり、鎌倉幕府の創設期にそれぞれ御家人として活躍している。しかし前述したように同族の畠山重忠が元久二年（一二〇五）に北条時政に亡ぼされた事件によって武蔵を追われ、小山田行重は甲斐国都留郡田原郷へ逃れ、土着して郡内小山田氏の祖になったという。

承久の乱（一二二二）の甲斐国軍勢としてみられる小山田太郎はその子孫と思われ、鎌倉御家人として復活してい

るところからみれば、すでに都留郡内で地頭領主としての基盤を持っていたと推定される。その後の記録を欠くが、南北朝内乱末期の応永年間（一三九〇年代）には、『鎌倉大草紙』によれば、甲斐守護武田信満の妻が小山田弥次郎の娘とあり、すでにこの段階では都留郡内の国人領主として、守護武田氏と婚姻関係を結ぶ家柄にまで到達していたことが知られる。しかしこの時期の小山田氏の郡内支配の状況を示す具体的な史料は皆無であり、果たして北麓の方までもその支配が及んでいたかどうかは疑問である。やや具体的な動向がわかつてくるのは戦国期になってからであって、この点は改めて後述したい。

### 上杉禪秀の乱

南北朝の内乱は、一応、明德三年（一三九二）に南朝の後亀山天皇が京都へ還御し、両朝の合一が実現して、幕府の優勢のうちに終結した。東国でもようやく戦乱が途絶え、鎌倉府の関東十カ国支配も固まった。応永十六年（一四〇九）七月には鎌倉公方三代の満兼が病死し、その子持氏が就任した。このころから鎌倉府は幕府よりの自立性を強め、対立が表面化していった。応永十八年持氏を補佐する関東管領に上杉氏憲（禪秀）が就任したが、その後両者は意見が合わず対立し、氏憲は応永二十二年（一四一五）に管領職を解任させられた。代わりに山内上杉家の憲基が就任し、それを不満とする氏憲が持氏の叔父の満隆らとともに持氏に反旗をひるがえした。これが上杉禪秀の乱である。

応永二十三年（一四一六）十月、禪秀は鎌倉の持氏の館を急襲し、持氏は管領上杉憲基の館に逃れ、さらに伊豆へ落ちのびた。鎌倉を占拠した禪秀方は足利満隆を公方と称し、直ちに持氏派の討伐を始めた。しかし武蔵などの国人一揆の支持を得ていた持氏方が勢力を挽回し、翌年正月には禪秀方を破り、鎌倉を回復している。

この乱の影響はその後の関東に大きな変動をもたらせた。各地に地域的な在地領主や国人による一揆集団が形成され、鎌倉府や守護の動静をみながら、独自に領主化の途を歩み始めた。とりわけ、乱後に持氏が禪秀方に味方した諸

甲斐州田原陣被<sub>レ</sub>おさし申

刑部少輔持家<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>旨也<sub>レ</sub>也

神妙<sub>レ</sub>了<sub>レ</sub>勵<sub>レ</sub>戦<sub>レ</sub>功<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>付

應永卅三年八月十一日



江戸大炊助殿

足利持氏感状（東京・牛込文書）

豪族の征伐を開始すると、一揆集団はそれに参加して勢力を拡大させていった。

甲斐守護武田信満は娘が禪秀に嫁していたところから禪秀方に組し、敗北して甲斐へ逃げ戻った。同年二月、持氏は信満の追討に向かい、木賊山（東山梨郡大和村）に逃れた信満を攻めた。二月六日、信満は自害し、その子信重は出家して高野山へ逃れ、二男信長も国外へ逃亡した。これによつて甲斐国は守護不在となり、国内が混乱した。

反守護勢力であつた逸見氏や穴山氏が台頭し、甲斐へ戻つた信満の子信長と抗争を繰りかえした。応永三十三年（一四二八）六月、足利持氏は逸見有直の要請によつて都留郡大月まで出陣し、武田信長を攻めた。その時の持氏方に参陣した武蔵の江戸大炊助宛の感状には、

甲州田原陣に於て、忠節を致すの由、

刑部少輔持家注申する所也。尤も以つて

神妙。いよいよ戦功に励むべきの状、件のごとし。

応永卅三年八月十一日

（足利持氏）  
（花押）

江戸大炊助殿

とあり、大軍が甲州攻めをした模様が明らかである。持氏自身も都留郡田原まで出陣しており、この時、同時に信満と姻戚関係にあつた小山田氏も攻められたと思われる。その結果、武田氏とその与党勢力が後退し、代わつて反守護

勢力の逸見氏らが主導権を握っていった。持氏に屈伏して鎌倉府への出仕を余儀なくされた信長は、その子伊豆千代丸とともに日一揆を組織し、守護勢力の回復に努めた。逸見氏に代わって守護代として権力を握った跡部氏らは輪宝一揆を組織してそれに対抗した。こうして、甲斐国内は内乱状態がにつき、禅秀の乱後の二十年余は守護も不在であった。

永享十年（一四三八）八月、幕府の援助のもとに武田信重が守護として帰国することになり、信濃守護の小笠原政康の援軍によって入甲することができた。しかし国内では反守護勢力が強く、守護の座は不安定なものであった。ところが、翌十一年二月、鎌倉公方の持氏が幕府に公然と反旗をひるがえす、いわゆる永享の乱が起り、幕府軍に攻められて持氏は自害した。

これによって甲斐もふくめて関東十カ国を管掌してきた鎌倉府は滅亡し、幕府の直轄支配となった。甲斐国内の逸見氏などの鎌倉府方勢も勢力を弱め、代わって守護信重が権力を回復させていった。この間の小山田氏の動向は不明であるが、ほぼ守護武田氏と興亡を同じくしたと考えてよいであろう。

#### 室町中期の北麓

さて、南北朝から室町中期における北麓の状況であるが、小山田氏のところでも触れたように、この時期の郡内領の動向を示すような具体的史料は皆無である。ただ、荘園制は解体期にあり、とりわけ南北朝の内乱過程で在地武士の進出が著しく、荘園や公領の私有地化が最終段階にきていて、各地で在地武士の小領主化が進行していたことは確かである。

郡内領ではさしずめ小山田氏が最大の領主として思い浮かぶが、その支配が北麓地域にまで及んでいたかについては疑問である。この時期に守護武田氏の支配が郡内領まで及んでいなかったことは確かであり、こうした状況から考

Handwritten text in cursive style, likely a portion of a legal document. A circular seal is visible on the right side of the fragment.

某氏讓状（三浦家文書）

Handwritten text in cursive style, likely a portion of a legal document. A circular seal is visible on the right side of the fragment.

某氏讓状（三浦家文書）

えると、もつと在地に根ざした小領主、たとえば河口湖周辺で

いえば船津の小林殿、河口の河口殿、吉田の松山殿といった

小領主が独自の地域支配を行っていたと思われるのである。

本村域に関しては、そうした地域に根ざした小領主の有無

も明らかでなく、戦国期や近世初頭に活躍した郷士もみあた

らないところから、恐らく他所からの領主が侵入してきてい

たと推定される。この点で注目されるのは、隣郷の大嵐に、

応安五年（一三七二）と応永五年（一三九八）の某氏文書が残

っていることである。図版とともにその全文を示すと、

(A) (花押)

於<sub>(大嵐)</sub>阿<sub>(小次郎カ)</sub>ら之<sub>(小次郎カ)</sub>こ<sub>(小次郎カ)</sub>ち<sub>(小次郎カ)</sub>ら<sub>(小次郎カ)</sub>う<sub>(小次郎カ)</sub>□<sub>(小次郎カ)</sub>こと、当年より三年ハ、まんざら<sub>(万雅)</sub>

く<sub>(公事)</sub>う<sub>(公事)</sub>し<sub>(公事)</sub>を、ち<sub>(徴)</sub>や<sub>(徴)</sub>う<sub>(徴)</sub>する<sub>(徴)</sub>ところ也。

応安五年十二月十五日

(B) (花押)

大阿<sub>(風)</sub>らのなぬしま<sub>(名志)</sub>こ太郎入<sub>(孫)</sub>とう<sub>(道)</sub>のあ<sub>(跡)</sub>との事、やう志<sub>(誓)</sub>す<sub>(助)</sub>け<sub>(助)</sub>四<sub>(助)</sub>

郎志<sub>(子孫)</sub>そ<sub>(子孫)</sub>んの事あり<sub>(親)</sub>とう<sub>(親)</sub>とも、お<sub>(子細)</sub>や<sub>(子細)</sub>のこ<sub>(子細)</sub>とく<sub>(子細)</sub>ニ志<sub>(子細)</sub>さい<sub>(子細)</sub>なく、

あ<sub>(安堵)</sub>んと志<sub>(子細)</sub>さい<sub>(子細)</sub>ある<sub>(仍)</sub>へ<sub>(件)</sub>か<sub>(件)</sub>らす<sub>(件)</sub>候。よ<sub>(仍)</sub>つ<sub>(仍)</sub>て<sub>(仍)</sub>く<sub>(仍)</sub>た<sub>(仍)</sub>ん<sub>(仍)</sub>の<sub>(仍)</sub>こ<sub>(仍)</sub>と<sub>(仍)</sub>し。

おう<sub>(庇水)</sub>急<sub>(年)</sub>い<sub>(年)</sub>五<sub>(年)</sub>祢<sub>(年)</sub>ん<sub>(年)</sub>八<sub>(年)</sub>月<sub>(年)</sub>廿<sub>(年)</sub>三<sub>(年)</sub>日

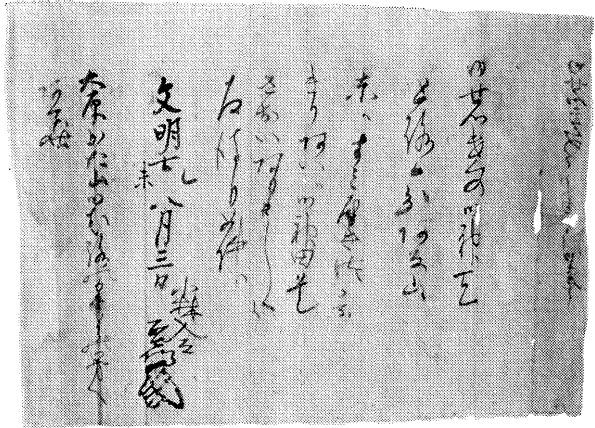


(A)は公事徴収状であり、(B)は知行安堵状である。(B)の方の花押は文書の欠損によって一部が欠けているが、その筆法からみてBと同一人のものと判断される。ともに重要な内容をもっており、(A)は領主が農民から徴収する万雑公事という雑税を賦課するというものであって、(B)は大嵐の名主孫太郎の跡目を養子の助四郎に安堵するというものである。つまり、(A・B)ともに大嵐を支配していた領主がその領地内の名主(なぬし)である有力農民の名田を安堵し、あるいは雑公事を加徴するという内容である。問題は両文書の袖に花押を据えている領主が誰かということであるが、残念ながら現在のところそれを決定させる傍証を欠いている。

小山田氏が北麓まで支配下に収めていたとすれば小山田氏の歴代のうちということになるが、その可能性はうすい。とすれば北麓に根ざした在地領主のものであって前述した河口湖周辺の小林殿とか河口殿とかが考えられる。一方、この文書を受け取った側としては、現所蔵者が大嵐の三浦小一郎氏であるところから、(A)の小次郎、(B)の孫太郎入道・助四郎ともに三浦氏の祖先と考えてよいであろう。とすれば、前述した鎌倉中期での三浦助法の讓状が想起され、この地域に三浦氏一族が分出蟠踞して名主化していたと思われるのである。三浦氏は大嵐の名主であって、地主として農業経営をする傍ら、領主某に従って村落支配もしていたわけである。

以上の点を参考にこの時期の北麓の状況を考えてみると、守護武田氏や都留郡内最大の国人領主小山田氏の支配もまだ北麓には及ばず、数郷単位の支配を実現していた小領主が割拠し、その支配下で各郷村ごとに村落名主が村を代表する型で存在していたといえよう。しかし、鳴沢・大田和にそうした家柄の人物がいたかどうかは、今後の検討課題である。

もう一つこの時期のものとして注目されるのは、文明七年(一四七五)の小林入道正喜の神田安堵状である。勝山村の御室浅間神社に宛てたものであって、その全文は、



小林正喜神田安堵状（勝山村・御室浅間神社所蔵）

御せん（浅間）けんの御神てん（母）、とろく（野老）ほ（窪）・阿な山、東ハす（炭焼）みやきつかをきり、阿い（問）ハ御神田、是さお（相違有問敷）い阿るましく候、為後日如件、

文明七乙未八月三日 正喜（花押）

大原かた山御むろのかきとり（鑑取）の御方へあくる状（上）

とあるもので、これは文字通りに、御室浅間神社所有の神田安堵状である。神田の範囲である「とろくほ・あな山・すみやきつか」は、いずれも本村内の小字であり、『甲斐国志』では、あな山は鳴沢の内にあり、炭焼塚は鳴沢と大嵐の境であるという。いずれにしても現在の鳴沢・勝山村の村域であると思われる、この場所が以前から神社領であったものを、小林正喜が安堵したものである。

前述したように富士御室の浅間神社は中世においては本村域もふくめた大原七郷の産土神であって、従ってこの地内にあった神田を安堵する立場にあった小林正喜は、この地域の在地領主である。『甲斐国志』によればその古館跡は舟津の筒口明神社よりの西二丁ばかりの湖水に差し出た古松六、七株が立っている所であり、方一町ばかりの築垣の跡がわずかに残っている所で、「殿屋敷」と称していたという。方一町の館跡はまさにこの時期の標準的な領主屋敷の規模である。この小林正喜については、その系譜は明らかでないが、後述する「勝山記」の中にはかなり具体的な記事が出ており、船津殿として戦国期にはその子孫が小山田氏に従って郡内領上郷の検断職を勤めていたことが明らかである。

正喜の子尾張守道光についても「勝山記」の文亀四年（一五〇四）条には「此年舟津ツツノロヲ小林尾張入道殿本之フサギ玉フ」とあつて、河口湖からの引水口を押えていたことが知れ、永正十四年（二五一七）条には都留郡へ侵入した今川氏親勢と戦うため吉田新倉に出陣して勝利したとあり、和睦して駿河は退却している。本村域をふくめた郡内領にも戦国動乱の波が押し寄せてきたといえる。

## 第五節 戦国期の北麓

### 戦国初期の動乱

弱体化していた武田家では、康正元年（一四五五）に信昌が九歳で家督をつぎ、しばらくは跡部景家が守護代として補佐していた。しかし景家が専権をふるつて信昌を無視するようになるとが多かつたため、寛正六年（一四六五）には、信昌が跡部一族を亡ぼしている。それ以後、甲斐国内はやや安定期を迎え、信昌は延徳四年（一四九〇）に隠居して長男信繩に家督を譲るまで、ほぼ四十年にわたつて守護職にあつた。その間、国内の統一に努め、武田氏が戦国大名として活躍する基盤を築いた。

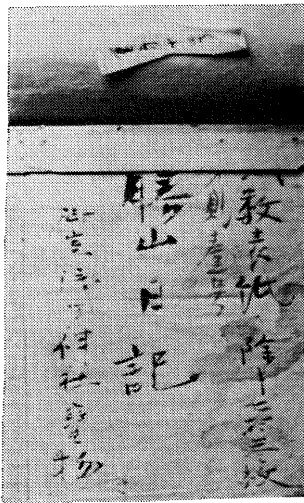
しかし国内では、依然として守護に反対する勢力は根づよく残っていたし、とくにこの時期の都留郡内領は小山田氏の独立性が強く、武田氏の庶流のうちでも状況によっては反守護の立場をとるものも多かつた。その一方で、文明十四年（一四八二）には「甲州地下一揆起、翌年二月一揆人々討死」（『王代記』）とあるように、国内の被支配階層の一揆も起こり、武田氏の守護体制をゆさぶっている。信濃や駿河からの侵攻も断続的にあり、これらの課題の克服は信昌の孫の信虎の時代になつてから実現する。

前述したように、信昌は延徳四年（一四九〇）に家督を信繩に譲つて隠居したが、次男の信恵がそれに不満をもつて反乱を起こすと、信昌は信恵に味方して信繩と対立した。これによつて国内はまた両派に分かれて内乱が続き、戦国動乱の様相を強めていった。最終的には早世した信繩の跡を信虎がつぎ、永正四年（一五〇七）に叔父の信恵を亡ぼして国内を統一するまでこの内乱がつづいた。

郡内領の小山田氏は信恵側に味方し、そのため信虎の侵攻をうけ、永正七年（一五一〇）には屈伏した。そのへんの事情は、この時期から具体的な記事のでてくる『勝山記』によつてみていくことにする。

### 『勝山記』にみえる北麓

『勝山記』は勝山浅間神社の神主内庵としての浄蓮寺の住僧が代々書きついでものといわれ（流石奉『勝山記と原本の考証』、師安元年（五六四）から永禄二年（一五五六）までの年代記で、その古写本を現在、勝山浅間神社で所蔵している。『勝山日記』は二冊本であつて上巻は曆を利用して仏教界の主な動向が年代記風に記されたものであつて、



勝山日記の表紙  
（勝山浅間神社所蔵）

類似のものは全国的にみられるが、下巻の方は暦応元年（一三三八）から始まり、河口湖周辺を中心とした山麓の記事や都留郡内領や甲府盆地の政治動向などの記事もあつて、早くから別称『妙法寺記』の名で、史籍として重要視されていたものである。ちようど、戦国時代の初めころからその記事内容が地方色豊かになるので、北麓の戦国誌として、従来も頻繁に利用されてきたものである。

身近なところでは、『妙法寺記』の名で『続群書類従』と

いう史籍叢書の中に収録されているほか、各種の刊行本がある。ここでは、流石奉氏の『勝山記と原本の考証』(国書刊行会刊)収録のものによって、この時期の本村域をふくめた北麓の生活誌をみておく。

同記で都留郡内の記事が具体的にみられるようになるのは、文明七年(一四七五)からであつて、「極月十日、河口殿ヲ地下打取ル、三月大水出ル、甲州福貴、申スニ及バズ」とある。これは河口湖畔の河口で小領主化していた河口氏に対して、対立していた地下農民が反抗して討ち取つたというものであつて、対立の背景などは不明であるが、衝撃的な事件であつた。以下、注目される記事に解説を加えながら同記にそつて、年代的にみていくと、

文明九年(一四七七)、此年ウリカイ高クシテ、飢饉限リナシ。少童モヲヤム事、大半ニコエタリ。生ル者ハ千死一生。<sup>(完 賈)</sup>

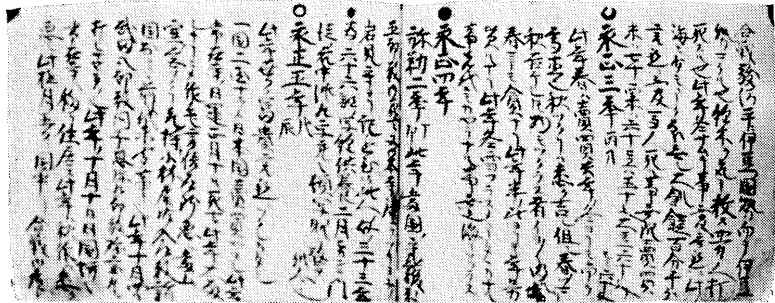
文明十四年(一四八二)、此季ハ大風が度々吹き、サクモウ悪クシテ、飢渴也。人民多ク病死。大水出ル事限リナシ。文明末年には京都ではすでに応仁の乱以後の戦国時代に入つており、甲斐では武田信昌が守護であつたが、一族の穴山・大井氏などの国人がそれに服さず、国中で地下一揆なども起つて不穏な時代を迎えていた。

河口湖周辺では小児の痘が流行し、物価が高くて飢饉状態であつたという。大水というのは富士山の雪どけ水による洪水であり、雪代といつてその後も断続的に北麓に被害をもたらせている。

長享二年(一四八八)、此年ハ大雨シキリニシテ、粟ハ皆損ナリ。申年は疫病ハヤリ、人民死ス事限リナシ。

長享二年(一四八九)、此年世間ツマル事、言説ニ及ブベカラズ。大麦ハ吉。疫病ハヤル、人民死ス。甲斐国ヘ京ヨリ白キタカラ進物也。<sup>(鷹)</sup>

明応二年(一四九三)、此年、甲州以ノ外ニ物忝也。惣領度ニ合戦ニ負玉フ。世間は福貴ス。売買ヤソシ。<sup>(安)</sup>駿河国ヨリ伊豆ヘ打入也。



本 文 日 記 山 勝

明応元年（一四九二）には、前述したように、武田信繩・信恵兄弟の争いが始まり、甲斐国内は戦国争乱に入った。連年にわたって作毛は悪く、疫病もはやり、世間は不況で死人が多く出た。翌二年には、駿河国興国寺城代であった伊勢長氏（北条早雲）が伊豆へ攻め入り、堀越公方の遺子茶々丸を亡ぼし、関東でも戦国時代の幕開けとなった。

明応七年（一四九八）、八月廿八日大雨大風限り無く、申剋当方ノ西海・長浜、同ジク大田輪、大原悉ク壁ニオサレテ、人々死ル事大半ニ過タリ。（尾和田） 海ノイハウ皆悉ク流テ、白山ト成リ候。

この年初めて本村城の記事がみられる。大田和ほかの大原地域に壁（ヒヤク）（山津波）が起り、死者が多く出たというもので、足和田山、小海の岩石が流れて山が白肌をみせたとも伝えている。ついで明応九年には、初めて富士参詣の道者の記事がみえており、関東が戦乱のために須走口からの登山者が増加したという。関東の争乱というのは、武蔵をめぐる山内・扇谷の両上杉氏が争っていたことをいい、小田原城を占領した北条早雲も武蔵進出を狙っていた。この時期、早雲は甲州へも断続的に侵入し、文龜元年（一五〇二）には吉田城山・小倉山に陣取っている。

永正二年（一五〇五）、此年富士山ニ六月七月両月ニ、雪五度フル。作毛ヒエカイ（水）ソソ、大ヒテリ、ウロノ水ヲ称宜殿下テ、コオリヲオカレ申候カ、四五日トケズ。（柳）（中略）此年冬サムキ事言説ニ及バズ。此海モ少モアク処ナシ。大飢饉百分千分

言説ニ及バズ。馬人死ル事限リナシ。

この年のように、天候不順による作物の皆損や飢饉の記事は連年にわたつてみられ、その結果、物価は上昇しインフレ状態がつづくのである。それを「世間ツマル」と表現しており、厳しい土地柄であつたことが知れる。永正四年、守護信縄が病死し、長子信虎が十四歳で家督を相続した。それによつて国中ではまた叔父信恵との争いが再燃し、小山田氏が信恵側についたため、信虎勢が郡内領に攻め込んできた。永正六年秋には河口が焼かれ、下の検断や吉田の要書記が討死している。

永正七年（一五一〇）、此年迄デ乱申スニ及バズ。去年極月二五日ヨリ大雪降候テ、深四尺フル、鹿力死ル事言ニ及ズ。此春中、国中・都留郡ト御和ボク落付。

永正八年（一五一一）、富士山カカマ岩モユルナリ。（燃）此年大風二三度吹テ、十分富貴四分三分ニ成リ候。国々ノ大水八月出テ耕作損事限リ無シ。

国中と郡内が和睦したとあるが、その後の進行からみて、小山田氏が信虎に屈伏したのである。富士山の釜岩が燃えた記事は初めてであり、この時期の火山活動を証明するものである。大風は台風のこと、その水害も出ている。

永正十二年（一五一五）、此年八月十二日ノ夜ヨリ雪フリ、大雨ト雪ト同心ニ降ルニ依テ、大地事ノ外ニ氷リテ芋モホリエズ、菜ナンドモ一本モ取ル間モ無シ、（ヤマ）（イヨイ）（中略）キキンスサムキ事前々ニモ過タリ。

永正十三年（一五一六）、駿河ト此国ノ取合末ダ息ズ、米ハ百文粟ハ売買無シ、大豆六十小豆七十文也。自他国ヨリノ路次堅固ニフサガリ、未ダアカス。銭ヲエル事（イヨイ）弥ヨ。 （小株）（中略）此年極月廿六日巳剋ニ西湖右近と平八マデ兄弟三人、大石与五郎殿モ打タルムナリ。サル間、宮内承殿同ク廿九日ニ出陣アルナリ。其の後日々合戦シテ、地下ハ皆々（鵜）ウノ嶋ニテ越年ス。

永正十三年には、駿河の今川勢が郡内へ攻め入り、河口湖・西湖周辺の郷土が討死し、地下人も鶉の島へ避難した。駿河への路次は不通となり、錢貨の流通が悪くなり、撰錢行為が盛んとなった。『勝山記』には、米をはじめとする穀物の相場価格が多出しているが、いずれもインフレによる高値を示したものである。

永正十六年（一五二九）、甲州府中ニ一国大人様ヲ集リ居給候。上様（信虎）モ極月ニ移リ御座候。

この年、信虎は従来の石和館を引き払って、新しく府中に館を造った。甲府の発祥であり、そこに国内の有力家臣を集めて城下町の建設を開始した。大永元年（一五二二）には信虎に長男勝千代が誕生した。後の信玄である。翌二年には初めて信虎が富士参詣をしている。

大永三年（一五二三）、此年大原ノ荘惣テ都留郡大飢饉限リ無シ。米ハ八十文売買也。此年ノ春中ニ、大原代官和泉、新造皆作給ナリ。此郡ハ春ヨリ富士ヘ行テ命ヲ続ク。

大永六年（一五二六）、御屋形（武田信虎）様在京メサルムト風聞ス、此年新九郎方（北条氏綱）ト当国屋形御和睦ト申候エ共、未ダ和睦ナラス。京ヘハ御立ナシ。

大原荘とみえる初見であり、その地域の代官が小林和泉であったこともわかる。大永六年にはすでに郡内領でも武田信虎を御屋形様といっており、武田の支配下に入ったことを示している。その信虎が京へ上る風聞が立ったことと、北条氏綱とは甲駿国境付近で対立があり、和睦が不調に終わったと言っている。

享祿三年（一五三〇）、此年ノ正月七日、越中殿（小山田）ト氏繩御カツセン是アリ。打劣ケテ吉田衆打死至候。（中略）卯月廿三日ニ、ヤツホサカ（八坪坂）ニテ越中殿（綱）ト氏繩御カツセン是アリ。打劣ケテ吉田衆打死至候。

小山田越中守信有は、信虎勢とともに猿橋まで出陣し、八坪坂で大敗している。小山田勢の中には吉田衆も参陣し、多くが討ち死にしている。本村域にも吉田衆と同じような大原衆ともいべき人々がいたと思われる。



天文九年（一五四〇）、八月十一日ノ暮程ニ大風吹候テ、亥剋マデ三時吹き申候。大海ノハタハ皆波ニ引カレ、山家ハ大木ニ打破ラレ、堂寺宮悉ク吹キタオシ申候、地家ノ家ハ千ニ一万ニ一御座候。鳥ケダ物皆々死ニ申候。世間ノ大木ハ一本モ御座ナク候。

天文十年（一五四一）、此ノ年ノ六月十四日ニ、武田大夫様オヤノ信虎ヲ駿河ノ国ヘヲシ越シ御申候。余ニ悪行ヲ成サレ候間、カヨウニ食サレ候。去ル程ニ地家侍イ・出家男女共、喜満足<sup>(致)</sup>至事限り無し。

天文九年にはまた大きな台風によつて河口湖周辺が大きな被害を受けている。その翌年六月、信虎は子晴信（信玄）によつて駿河へ追放された。信虎が悪行無道を行つたので、人々はそれを喜んだと記している。

天文廿二年（一五五三）、此年世ノ中ニ十分、売買イズレモ安シ。六月道者富士ヘ参詣申事言説ニ及バズ。

天文廿三年（一五五四）、此年正月雪水富士山ヨリ出テ申候事、正月弐月三月マテ十一度出テ申候、（中略）拾月信濃ノ千久殿オヤ子三人以上八人、大原ノ島ヘナカサレ給ウ。大原地下衆三人番ニ守リ成サレ申候。（中略）此ノ年ノ極月、甲州武田ノ晴信様ノ御息女様ヲ相州ノ氏安ノ御息新九良殿ノ御前ニ成サレ候。

天文二十二年は、珍しく暮しよい年であつた。富士参詣の道者の数も年々増加する傾向にあつた。翌年、雪代水が十一回もあり、このころ連年にわたつて信州を攻めていた晴信は、伊那郡の知久氏親子らを捕虜として鶴ノ島に閉じ込め、大原衆に番兵をさせた。一方、駿河今川、相模北条氏との間には、三国同盟が成立し、都留郡内の軍事的緊張は解消された。

この後、「勝山日記」に永禄二年（一五五九）まではほ同じような記事がつづくが、本村域に関しては言及がない。また、永禄六年までの記事も『甲斐国志草稿』本ほかの「勝山記」に載っているが、その内容は政治的な関心のものが多い、武田氏の信濃の制圧、上杉謙信との川中島の合戦、それらの軍役に参加した小山田氏の動向が中心である。



武田信虎朱印状（足和田村共有文書）

『勝山記』全体の特徴とも言えることであるが、この記録の筆者の目は政治への関心が高い。地方的な関心としては経済状況への変化には敏感であるが、それ以上に在所の一般民の生活誌を記したような部分は少ない。その視野も河口湖岸に集中しており、他は吉田が領主の居所として関心があつただけであつて、隣接していた西の方である本村域にはほとんど関心が向いていない。それだけ、本村域に政治的な動向を示す材料がなかつたことを意味してしよう。

#### 武田氏の郡内支配

武田氏の都留郡内領の支配が実現したのは、前述した『勝山記』で明らかかなように、永正七年（一五〇〇）のことである。信虎が家督相続した直後であつて、それまでの小山田氏による国人領主としての独自の郡内支配を部分的に容認した上で、臣従の型をとらせ、守護としての上級領主権を都留郡内にも行使していくのである。信虎以前においても、例えば、永正三年（一五〇六）の御室浅間神社へ奉納の信縄願文にみられるように、信縄自らが病氣平癒祈願のために富士山に参詣したぐらいであつたら、小山田氏との関係も時期によっては同盟者として親和的であつた。しかしこうした願文などは別にして、武田氏の郡内領支配を示すような痕跡は皆無であり、それだけ、小山田氏およびその配下の在地領主層の勢力が強かつたといえるであろう。

ところが信虎以降においては、明らかに郡内領にも具体的な支配の徴証が多くなる。もちろん小山田氏の支配も重層的に存在するわけであるが、武田氏の直接支配を

示すものの出現は注目される。とりわけ本村域とかかわりの深い西湖周辺の地侍衆に対して、天文九年（一五四〇）に宛てた信虎の印判状は重要なものである。

（武田信虎朱印）

西之海しゆ、ふつせき（古 関）の役所、免許候者也、

命禄元年

七月十日

とあり、宛名はないが、その所蔵者からみて西海衆に与えられたものである（西湖区有文書）。内容は、古関の関所番役を免除するというものであって、西海衆らの地侍が中道路の九一色郷古関の関所に勤番する義務があったことを示すものとして重要である。この信虎朱印は虎印として珍しいものであり、年号の命禄元年も天文九年の異年号であり珍しいものである。

この文書にみられる「西海衆」は、やや年代の下った天文二十二年（一五五三）の武田晴信印判状（同文書）によれば、「小林九郎左衛門尉・同民部左衛門尉・渡辺左近丞、同清左衛門尉、同七郎左衛門尉、同右近丞、同縫殿右衛門尉、同弥右衛門尉」の八名であって、小林、渡辺姓をもった同族地侍衆である。この文書もほぼ前のものと同じ内容のものであり、「本柄番」のほかに「材木等之奉公」とある点が注目される。というのも、本村域内にも衆こそ形成していないが、そうした地侍が存在したと思われ、その奉公の内容はやはり「関役」と「材木役」であったと思われるからである。詳しくは小山田氏の支配との関連で後述する。

さらに信虎の郡内支配を示すものとして、年末詳ではあるが、勝山村の北室神主に対して「勝山の御棟別の事、指し置かせらるるもの也」（勝山浅間社文書）と言っているものや、河口浅間神社の御師であった駒屋に対して「駒屋の

馬口三疋の分、下し置るるもの也」(『甲斐国志草稿』)と言っているものがあり、諸役としての棟別役の免除や、伝馬の使用を認めた伝馬手形がある。これは郡内領での徴税権や伝馬制の掌握を背景としたものであって、こうした内容のものは、晴信(信玄)以降においても郡内領で確認される。小山田氏の支配との関連でふれておくと、立法や軍役、諸役、交通制度といった権限は武田氏が直接的に掌握し、その余の日常的な所務権が小山田氏に留保されていたと思われる。

## 第六節 小山田氏領の鳴沢

### 小山田氏の発給文書

小山田氏は越中守信有が天文十年(一五四一)に戦死し、その子出羽守信有も天文二十一年(一五五二)に早世して、その後を信茂(初め弥三郎信有)が嗣いで、天正十年(一五八二)四月の織田信長によって斬首されるまで郡内領を支配した。とりわけ信茂は武田家の譜代家老衆として重きをなし、谷村の中津森城を居館とし、大月の岩殿城を詰城として、武田領の支城主として郡代的な権限を保持していた。その三代にわたつての発給文書を整理したものが別表である。詳細は「郡内領小山田氏の性格」(繁辻『戦国大名領の研究』所収)をみていただくとして、

No.	年月日	差出所	宛所	内容摘記	出典	備考
1	明応8・9・24	平				原 ×
2	天文11・10・16	信長(花押)	向岳庵	寺領安堵	向岳寺文書	原 ○
3	天文13・4・26	信有(花押1) 信有(花押1)	西念寺 天神の祢宜兵衛太郎	諸役免許 天神宮林保護	西念寺文書 天神社文書	原 ○ 影・折 ○

第二章 古代と中世

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4		
永祿10 (永祿9)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	永祿9 (永祿8)	弘治2 (永祿1)	弘治2 (永祿1)	天文24 (永祿13)	天文23 (永祿12)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)	天文22 (永祿11)
26	4	16	22	1	8	23	19	吉	25	21	18	14	24	27	20	30	29	6	30	7	29	5	26	12		
信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	小山田信茂 (ママ)	
信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	信有 (花押1)	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
西念寺	小佐野越後守	鶴瀬、佐藤与五左衛門	祝首座、書記	(吉田諫方社)	用藏主	小佐野越後守	小佐野越後守	富士浅間大菩薩	刑部隼人佐	諏訪御浅間大菩薩	諏訪御浅間大菩薩	小沢坊	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	
諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	諸役免許	
西念寺文書	諏訪家文書	佐藤家文書	向岳寺文書	吉田浅間社文書	月江寺文書	諏訪家文書	勝山浅間社文書	勝山浅間社文書	吉田浅間社文書	吉田浅間社文書	吉田浅間社文書	小沢家文書	勝山浅間社文書	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	小佐野越後守	
原・折	影	写	影	影	写	影	原・折	写	影	影	影	影	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	原・折	

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	
(天正7)	天正7	天正6	(天正6)	(天正6)	天正6	天正5	(天正3)	天正2	元龜4	(元龜3)	(元龜3)	元龜1	元龜1	元龜1	元龜1	永祿13	永祿12	永祿11	永祿11	永祿10	永祿10	永祿10	永祿10	永祿10	
7	6	10	9	9	1	4	6	4	7	4	3	10	10	10	1	9	10	9	11	10	10	8	7		
4	1	23	23	23	7	3	1	12	3	19	1	13	13	13	15	吉	吉	12	25	吉	15	7	16	12	
	小山田信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	小山田左衛門大夫信茂 (ママ)	信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	小山田左衛門大夫 (ママ)	信茂 (花押3)	小山田左兵衛尉信茂 (花押3)	小山田左衛門大夫信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	信茂 (花押3)			信茂 (花押3)	前兵衛尉平信茂 (花押3)		信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	小山田左兵衛尉信茂 (花押3)	信茂 (花押3)	小山田兵衛尉信茂 (花押3)	信茂 (花押3)		
	信茂 (花押3)																								
	春日山	山本宗左衛門	佐藤平三郎	新発田尾張守他二名	春日山	川口玉屋	倉沢与五右衛門尉	御宿大監物	猿屋石見守	長生禪寺	秋伯他三名	仁科豊前守	刑部新七郎	西念寺	西念寺	西念寺	萱沼大炊左衛門尉	土峯薩埵	中村与十郎	河口番匠	桃隠軒	芹沢玄藩允	吉田左近助	小河源土佐守	芹沢玄蕃允
	音問	諸役免許	諸役免許	和平祝意	和平祝意	諸役免許	職況通知	諸役免許	寺領安堵	出陣通知	半閑許可	半閑許可	寺領仕置日記	僧衆番帳定	寺中条目	田地安堵	願文	名田安堵	棟別役免許	寺領寄進	伝馬牧料宛行	起請文	諸役免許	過所	
	上杉家文書	榎田家由緒書	吉田浅間社文書	歴代古案	歴代古案	河口浅間社文書	倉沢家文書	武家事紀34	河口浅間社文書	長生寺文書	感応寺文書	小沢家文書	吉田浅間社文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	萱沼家文書	諏訪家文書	河口浅間社文書	倉沢家文書	長生寺文書	芹沢家文書	生嶋足嶋社文書	小河源家文書	芹沢家文書
	原・折×	写・?×	写・?×	写・?×	写・?×	影・折○	写・?○	写・?○	影・折○	原	影	原・折×	原・折×	影	影	影	影	影	写・折○	影・折○	原・折	原	影・折○	原・折○	

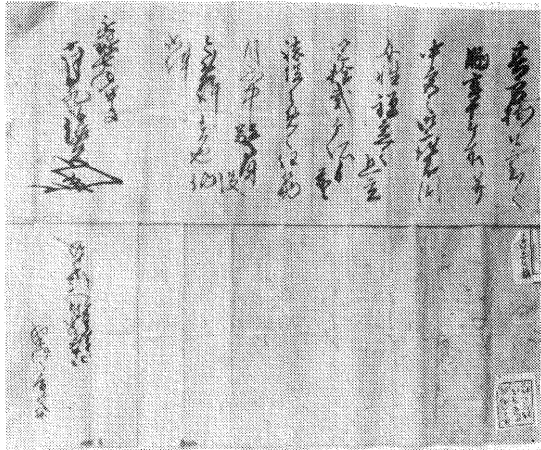
約四十年間の支配からみれば、その残存数は少ないといえる。右表で差し出し人の所の花押の区別は、越中守の遺例はなく、出羽守信有・弥三郎信有≡信茂の区別を示しており、印判は二代にわたって方形の印文「月定」を使用している。宛名の分布は、都留市域を中心に旧南都留郡域に多く、八代郡域にはみられない。本村域内には一点も残っていないが、勝山村までは確認できるので、この当時の郡界が一つの目安となろう。前述したように、本村域はすでに都留郡に属しており、九一色村から八代郡であった。西湖周辺には前述のように武田氏のものしか存在せず、大嵐には元亀四年（一五七三）の信茂文書があるという（三浦小一郎氏所蔵）から、西湖寄りには武田領、河口湖寄りが小山田領ということになろう。

### 小山田氏の郡内支配

次に郡内領での小山田氏の日常的な所務支配の内容をみておくと、①知行権（軍役権）、②年貢・諸役への賦課徴収権、③治安維持権（警察・裁判権）、④勸農・勸業権といったものが考えられる。個々の史料の提示と説明は省略するが、①～③に及ぶ権限を行使していることは明らかである。この点を強調して、小山田氏を一つの独立した大名とみる考

60	59	58	57	56	55	54
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
12・5	3・15	3・15	7・23	5・17	3・11	2・14
小山田出羽守信茂（ママ）	平 信茂（花押3）	平 信茂（花押3）	小山田信茂（花押3）	小山田出羽守信茂（花押3）	信茂（花押3）	信茂（花押3）
春日山	連判御院家	西門院	春日山	春日山	助右衛門尉	善四郎
音問	音問	高野山宿坊定	音問	音問	田地安堵	諸役免許
歴代古案	西門院文書	西門院文書	上杉家文書	上杉家文書	渡辺家文書	河口浅間社文書
写	原	原	原・折	原・折	影・折	影・折
×	×	×	×	×	○	○

（注）差出所の□は方朱印、備考欄の原は原本、影は影写本、写は写本、折は折紙、○は書とめが「仍如件」、×は同じく「恐々謹言」、？は偽文書。



小山田信有諸役免許状(勝山村・御室浅間神社所蔵)

え方もあるが（矢田俊文「戦国期甲斐国の権力構造」『日本史研究』二〇一  
号）、一方では、前述したように郡内領にも武田氏の直轄的支配が及ん  
でおり、小山田氏の郡内領全域にわたる領域支配は否定されている。  
さらに小山田氏自身の領主権も、法制・軍事・外交面では独立性を  
欠いており、武田氏の支配下にあった。

先の①～③に関しても、武田氏の分国法としての「甲州法度」が存  
在し、当然のことながら郡内領にも適用されている。ということとは、  
①～③自体も限界をもったものであって絶対的なものではなかったこ  
とを意味している。具体例でいえば、知行権・收取権に関する武田氏  
の介入や、裁判権に関する武田氏への上訴権が地下農民にまで認め  
られていたし、逃散した人々に対する武田氏の人返し法などの史料が  
残っている。

支城主としてのものであって、決して独立した戦国大名ではない。やや類以している例として河内領（山梨県南部）を  
支配していた穴山氏をあげることができるが、独自性といった点では、穴山氏の方が小山田氏より強かったといえる。  
その穴山氏領でさえ、武田領国の一地域支配であった。従って、以下の本村域に関する具体的な記述においても、  
基本的には武田領国内の問題として、小山田氏と武田氏の史料をかき合わせながらみていきたいと思う。

## 郡内領の関所

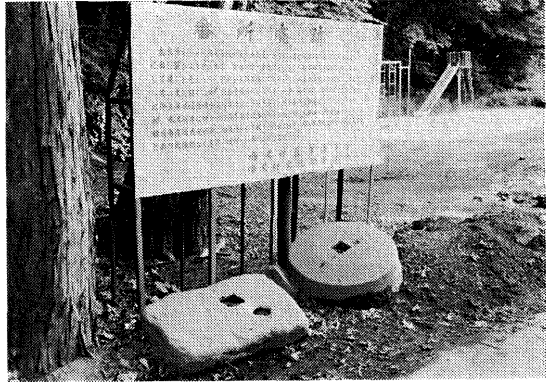


前述したように、本地城内には古代からの若彦路が通っており、さらに戦国期には、後の駿州往還（現国道一三八号線）も主要道に発展しており、ともに甲駿国境に近いところから周辺には関所が多く存在した。先の天文九年（一五四〇）の西海衆宛の信虎印判状にみえる古関所は、郡内領と国中地域との通交を監視するためのものであり、御坂路にあった黒駒関所も同様の役割を果たした。この点よりすれば、若彦路にも同様の関所があつてよいと思うが、現在のところ、文献上でも遺跡上でもその確認はできない。

さらにこの地域は甲駿国境に近いところから、国境の関所もいくつかある。甲州側のものとしては本栖関所がよく知られている。本地域の若彦路には、鎌倉期から南北朝期にかけて橋田関所（鉢田・波志太）があつたことはすでに述べた。その位置ははっきりしないが、甲駿国境の関所であつた点は動かしがたい。しかし戦国期の史料には若彦路沿いの関所は確認できない。

それに対していわゆる道者関といっている富士参詣の道者を対象とした関所が多見してくる。郡内領だけにみられる特別な関所であつて、その初見は、天文二十三年（一五五四）五月の上吉田の西念寺宛の武田晴信印判状である。「西念寺造営のために、富士参詣の導者に対して、老人四銭」を取つてよいというものである。

この関所の場所は特定できないが、もつとはっきりしているのは、船津と河口の関所であつて、弘治三年（一五五七）には、晴信（信玄）が息女の北条氏政夫人の安産を祈願して船津関所の撤廃を約束している（御室浅間神社文書）。これらの関所は日常的には小山田氏の管理下であり、年末詳の四月十五日、小山田弥三郎宛の信玄書状では、小山田氏が船津関所を勝手に再開したので詰問している（安藤文書）。さらに年末詳ながら、小山田氏が道者減少に対する対策として、道者関の関銭を半減させた文書も残っており（諸州古文書）、こうした道者関が、郡境や国境の関所と異なつて、もつぱら銭貨の獲得だけを目的としたものであつたことが知られている。



江戸時代の番所跡と礎石

ところで本村域内にもこうした道者関として鳴沢関所があったことが知られる。それは永禄四年（一五六二）五月十日の武田家印判状であつて、この文書は現存しないが、『甲斐国志』（土庶部六）に「本栖在城に就て、鳴沢六月関役の内三分一を出置き候」とあり、宛名は「小林九郎右衛門尉・渡辺平右衛門尉・同清左衛門尉・土橋九郎左衛門尉」の四人である。いわゆる九一色衆という人達に与えられたものであるが、本栖在城の手当てとして鳴沢関所の六月分関役の三分の一を与えるという内容である。

さらに武田氏滅亡直後の天正十年（一五八二）十二月十日の渡辺但馬守宛の徳川家康印判状にも「成沢関五貫文」を「古関送迎走廻」の褒美として与えるにあつて（梯村・渡辺文書）、鳴沢に関所があつたことは確かである。その場所が問題であるが、道者関という性格からすれば、それ程特殊な地形のところとする必要もなく若彦路よりは後の駿州往還にあつたとみるのが自然である。とすれば、鳴沢地内の魔王神社下に、江戸時代の番所跡と

というのが現存しているところから、恐らくそこが戦国期での道者関であつた場所と推定してよいであろう。

こうした道者関については前出した『勝山記』にも記事が多見しており、そこで徴収された関銭が、小山田氏および武田氏の重要な財政的基盤の一つであつたことが明らかにされている。

#### 山作りと材木奉公

やはり前出した天文二十二年（一五五三）の西海衆宛の武田晴信印判状にあつたように、この地域の人々は大名や

領主に対して材木を提供していたことが明らかである。戦国期での山野は、まだ完全に大名が掌握するところまで至っておらず、在地領主や寺社でさえその所有権はルーズなものであったと思われる。

むしろ在地農民の入会地的な利益権の方が強く、まさに戦国期はそうした在地慣行を大名や領主が権力的に掌握しつつあった時代と位置づけることができる。富士山麓においてもそうした状況は同じであり、例えば、武田勝頼印判状に、

○ (竜朱印)

山作之奉公令勤仕候間、柚取四拾九人ニ老月ニ馬六拾疋、右外別而奉公候間、弥左衛門ニ貳疋、合六拾仁疋分、於駿遠兩國、住還之諸役御免許之由、有御下知者也、仍如件、

天正七年己卯

原隼人佑  
奉之

五月廿三日

富士北山山作衆  
木剪

とあり(『静岡県史料』二輯)、富士西麓の狩宿の山作衆に対して、山作奉公を義務づけており、その代償として駿遠兩國での往還諸役を免除している。

同文書中の元龜三年(一五七二)四月の信玄印判状では、「御城之材木板以下之奉公」と具体的に命じており、恐らく富士大宮の大宮城の修築に用する材木奉公であったと思われる。これらの山作衆は前述した西海衆や大原衆とは性格の異なるもの達であって、この文書に「木剪」とあるように、文字通り「樵蘇之夫」であろう。

大名や領主が必要に迫られてこうした階層にまで支配の手を延ばしていき、結果的に山林・山野の在地慣行権が後

退していった。もう一つやはりこの期の特徴を示しているものとして、同じ狩宿宛の天正二年（一五七四）の武田勝頼  
印判状を紹介しておきたい。

見之野之 清左衛門 五郎左衛門 同所 兵衛五郎

（以下四十六名省略）

已上

右、四拾九人。江尻興国寺并本栖大宮御座席之葺板材木以下之奉公。嚴重ニ相勤之条。自余之御普請役。

一切有御免許之由。被仰出 者也。仍如レ件。

天正二 甲年  
戌年

一 原隼人佑

拾壹月晦日○

奉之

前出の天正七年の印判状につながるものであつて、四十九人の山造衆全員の名前が列記されており、いずれも小字の  
みを冠した無姓のもの達であつて、奉公の内容は江尻城・興国寺城・本栖城・大宮城用の葺板・材木であつた。

いづれも駿河国側の場合であつたが、甲州側でも同じような材木奉公に関する史料は多い。とりわけ穴山信君支配  
下の河内領早川筋の山作衆に関しては、すでに笹本正治氏が詳細な報告をしており（早川流域地方と穴山氏―戦国大名と  
山村『信濃』二七卷六号）、田畑の少ない山間部の生産手段としての早川材木・桧物師、番匠大工・金山開発の状況を紹  
介している。在地土豪を通してのこうした山稼ぎ衆の掌握と生産物の商品化が、穴山氏の財政基盤であつたと言つて  
いるが、富士北麓のこの地域にもそのままあてはまる事柄である。

### 巢鷹場の保護

さて、この地域でのもう一つの重要な問題として巢鷹進上があげられる。後述するように武田氏滅亡後の史料はか



武田勝頼印判状（群馬県渋川市・入沢文書）

なり豊富に残存しており、それが武田氏時代からのものである点を強調している。一例をあげると、正徳六年（一七一六）成沢村名主伝兵衛らが谷村代官所へ提出した口上書によれば、

一、成沢村之儀、甲斐信玄様御代より、代々御巢鷹見出し申之由申伝候。御證文等之義、廿八年以前、成沢村出火仕之節、焼失仕候。御巢鷹之義老々年々五葉つゝ差上ケ申候。依之御年貢御免被遊候。

とあって（鳴沢村・渡辺泰一家文書）、江戸時代中期になっても、巢鷹奉公による年貢免除を主張している。ここにもみえてるように、本村域内には五カ所の巢鷹場所があった。後述するように、村絵図の中でそれらの場所は確認でき、いずれも若彦路沿いの長尾山周辺に集中していた。前述したように、鷹狩りは鎌倉期以降、武家支配階級の戦術訓練を兼ねた武芸として発達してきた。鷹の生息地に限りのあるところから、戦国期においては、大名や領主が特別な保護を加えるようになり、それが特権化して江戸時代まで続いてしまうのである。武田氏の場合も鷹には特別な関心を示し、その関係の史料が若干残っている。富士山周辺のものとして、

定

駿州富士山の麓、西は天神嶽、東は湯沢、此ごとくの間樵夫を入れず、御鷹之巢相改め、猷納すべし。自今已後の儀は、重て御下知を加えるべきもの也。仍つて件のごとし。

元龜三年<sup>壬</sup>

中 竜朱印

三月廿日〇

山県三郎兵衛尉

（奉之）

井出九郎右衛門尉

定

至科水山一、樵夫出入一切停止<sub>レ</sub>之。巢鷯尋出、如<sub>二</sub>毎年可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>進上<sub>二</sub>之旨、可<sub>レ</sub>被仰<sub>三</sub>出<sub>二</sub>也、仍如<sub>レ</sub>件。

天正五年

秋山左衛門尉

三月廿五日〇(龜朱印)

奉之

小林庄左衛門尉

ともに駿河国富士郡側のものであるが、地元の在地領主である井出氏や小林氏に対して、鷹の進上を命じており、その代償として、山林内への山稼人の不入を認めている、このように巢鷯は稀少価値であったため、特別な扱いによって保護され、そのために樵夫や猟師は生産の場から締め出されている。

こうした巢鷯から猷納された鷹は大名のもとに集められ、大名自身の鷹狩りに使用するとともに、当時の大名間の外交贈答品として重要な位置を占めた。

## 第七節 武田氏滅亡後の鳴沢

武田氏の滅亡と郡内

元龜四年（一五七三）四月十二日、武田信玄は上洛途中の三河野田城（愛知県新城市）で発病し、帰陣途中の伊那郡駒場で死去した。家督は勝頼が嗣ぎ、三ヶ年間父の喪を秘した。しかし勝頼は天正三年（一五七五）五月、三河長篠で徳川家康・織田信長の連合軍に大敗し、その後も同盟関係にあった北条氏政と敵対するなどして、領国の維持が困難に



武田勝頼印判状 (八王子・大野家文書)

なってきた。郡内領では小山田信茂が独自性を強め、駿河江尻領に進出した穴山信君も徳川家康に接近していった。小山田信茂は、天正六年以降の武田・上杉同盟ではしばしば使者として春日山へ赴き、前出した発給文書一覽でも明らかなく、その関係の書状を多く残している。勝頼は小山田氏の離反を防ぐために、天正九年(一五八一)三月、岩殿城に武田の兵を入れている(八王子・大野文書)。さらに、韮崎に新府城を構築して、守りを固めた。しかし

この段階では親族であった穴山氏は徳川家康に内応しており、木曾義昌も織田信長に通じていた。

こうして天正十年に入るとまず木曾氏が離反し、勝頼がそれを攻撃すると、二月三日、信長は木曾氏救援の兵を起し、伊那谷へ侵入してきた。同月二十八日には、穴山信君も離反し、家康の先導をして河内路から甲斐へ攻め込んできた。

三月三日勝頼は新府城に火をかけ、小山田信茂のもとに逃れたが、笹子峠で行手をはばまれ、大和田田野にとどまった。十一日に織田軍に攻められ、景徳院で一族とともに自害している。こうして甲斐源氏以来の武田家は滅亡し、甲斐国内には織田信長・徳川家康が入ってくる。

信長は四月三日甲府へ入り、小山田信茂などを処断した。武田氏旧領のうち甲斐国は甲州攻めの先陣を勤めた河尻秀隆に与え、河内領のみ穴山信君領とした。郡内領の諸郷もいち早く織田氏に従うことに決し、河口郷では同年三月付けの織田信忠禁制(本庄文書)、西湖郷では四月付の

信長禁制を拝領している（西湖区有文書）。信長は四月十日に甲府を出発し、中道路を通って安土に帰還した。その道  
中警固は家康が勤め、古閑や本栖に宿泊した時の様子は『信長公記』に具体的に記述されている。

郡内領での河尻氏支配を示すものとして、四月十七日の佐藤清二郎あてに吉田神主屋敷分を安堵した（甲斐国志草  
稿）ほか、河口御師玉屋の屋敷買徳田地の安堵とか、吉田の西念寺あての年貢催促状などが残っており、確かに甲府  
からの直接支配が及んでいたことを知ることができる。しかしそれも同年六月二日に、信長が本能寺の変によって横  
死すると、国内では武田旧臣や地下農民の一揆が各所に起こり、国外からも家康や北条勢が攻め込んできて、わずか  
二ヵ月余で終わってしまった。

家康は穴山信君とともに信長に招かれて堺見物をしていた折に本能寺の変にあい、九死に一生を得て浜松へ帰還し  
た。穴山信君は宇治田原で土民のために殺されている。家康は直ちに岡部正綱らに命じて甲斐を掌握させている。六  
月十八日、河尻秀隆は一揆に攻められて甲府の岩窪で殺害され、その後は家康が入甲して甲斐を支配する。この混乱  
に乗じて北条氏政も甲斐へ出兵し、六月十五日には郡内忍草の渡辺庄右衛門尉に対して出兵要請しており（諸州古  
文書）、北条氏邦は別動隊として武州口の雁坂峠より甲斐へ侵攻している。

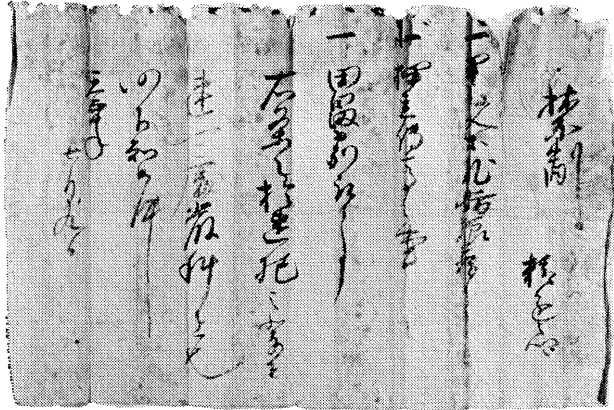
### 徳川家康の郡内支配

家康は七月三日に浜松を出発して、中道路を通って甲府へ入った。九日には精進に一泊し、そこで禁制を発してい  
る（精進区有文書）。

（福徳米印）  
○禁制　　精進之郷

- 一、甲乙人等乱妨狼籍事
- 一、押立伝馬之事





徳川家康禁制（精進区有文書）

一、田島町取事

右条々、於違犯之輩二者。速可レ処ニ嚴科二者也。仍下知如レ件。

天正十年七月十九日

この時の甲斐入国を先導したのが、かつての武田給人であった渡辺囚獄ひとやの佑すけを頭目とする九一色衆の面々であった。これらの九一色衆には各自あてに旧領の安堵状が出されており、いち早く家康に帰順している。とりわけ本栖に在居していた渡辺囚獄佑は、籠坂口から侵攻してきた北条氏政との対戦で活躍し、天正十三年（一五八五）には、石和心経寺ほか五カ所で一七二貫文余の知行地を与えられている。最近、このころと思われる渡辺囚獄佐宛の書状が二通発見された。新史料のためその背景など不明な点も残っているが、今後のためにその全文を紹介しておく。

(A) 急度申入候。仍去年越中へ参候塩有。御若殿ニ置被レ申候。彼是六ヶ敷可レ有レ之候哉。乍レ去何時も如レ此之荷物頼入被レ申候。彼塩之内、此弥助八俵御越候て可レ給候。偏ニ奉頼候。委者御参庵之時分、御目かゝり可レ申達候。恐々謹言。

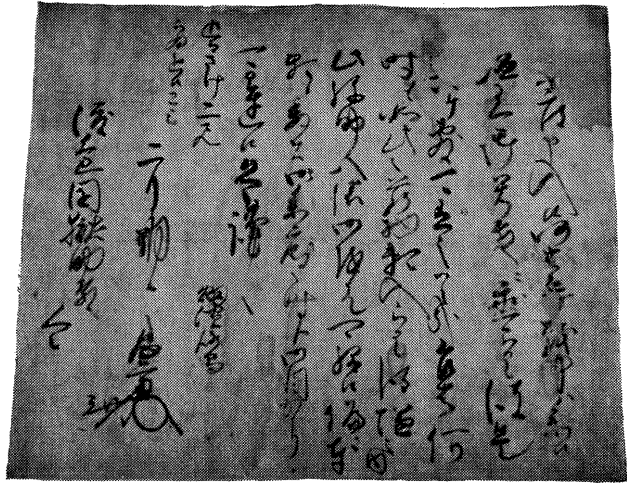
追而さけ二尺、被為レ進候。以上。  
畑淡路守

二月朔日

昌方（花押）

渡辺囚獄助殿参

(B) 預ニ御書一候。仍而平塩造柴之松皮之残、于今候条、先度茂以二書ニ申届候。惣別造柴錢相改候間、縦又兵衛方



畑昌方書状（長沢区有文書）

へ御渡候共、本利共ニ以三椀皮一、当寺江御弁濟尤候。及三来春ニ急度  
 以レ使請取可レ申候。若良識催促申候者、此方へ召連尤候。其御言  
 上可レ申候。委曲彼口上申含候。恐々謹言

追而申候。又兵衛と申入、我等一切不レ存候。以上。

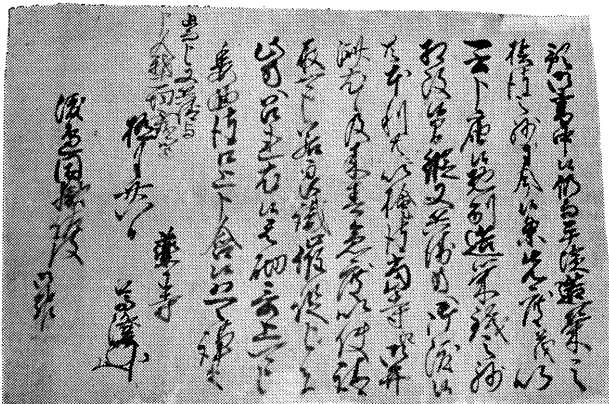
極月廿八日

藥王寺  
 尊澄（花押）

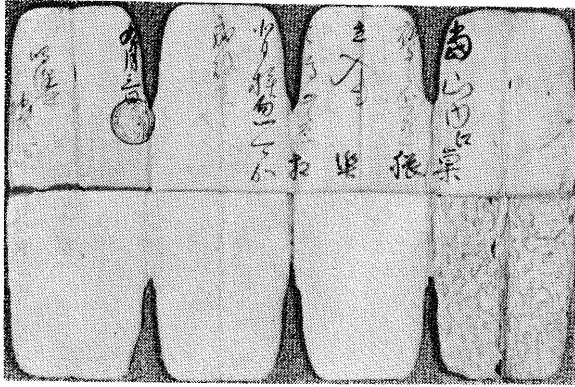
渡辺囚獄佐殿御報

(A) はかなりの身分  
 の武士である畑昌方  
 が塩荷の依頼をした  
 ものであり、(B) は  
 三珠町上野にある薬  
 王寺の尊澄が、平塩  
 の造管用椀皮のこと  
 に関してその費用弁  
 濟方を依頼したもの

である。ともに足和田村長浜の区有文書であつて、渡辺囚獄佐が広範な  
 活動をしていて、この地域に大きな影響力を持っていたことを示すもの  
 である。



藥王寺尊澄書状（同上）



鳥居元忠印判状（鳴沢村有文書）

家康はこの年の十二月十一日まで甲府に滞在し、その間に北条氏直軍と巨摩郡若神子で対陣などもあったが、和睦して甲斐・信濃を支配することになった。武田旧臣を積極的に家臣団にとり込み、急激な変革はせずに、一まず武田氏遺制を継承する方針をとった。そして十二日、甲府を出発して浜松への帰途についた。国中には甲府城代として平岩親吉を残し、郡内領は鳥居元忠に預けた。河内領は穴山信君の遺子勝千代に安堵し、一応、領国再編成の見通しをつけた。郡内領郡代となった鳥居元忠は家康の譜代家臣であって、谷村城へ入って郡内支配を固めた。現在、都留郡

内にも四、五通の発給文書が残っており、その初見は、

富士山真仰、<sup>(信)</sup>関東諸旦那罷下、如前と可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>勸進<sup>一</sup>者也、仍如<sup>レ</sup>件。

(天正十年) (朱印)

申八月朔日〇

玉屋

であり(上吉田・諏訪神社文書)、吉田の御師玉屋に対して関東の旦那廻り勸進を許可したものである。ここに押されている印判は朱印であり、印文は読めないが、この時期にこうした内容の文書を上吉田に出せるのは鳥居元忠しか考えられない。そしてこれと同じ印を黒印で使った文書が本村にも一通伝わっている(鳴沢村有文書)。

当山内江巢鷹侯。近辺猥立入事、堅令停止候条、相背族、忽可加成敗者也。

九月三日〇<sup>(黒印)</sup>

鳴沢郷

地下人中

前述してきた本村域内の巢鷹を保護した内容のものであって、文書に焼跡があつて年号が不明であるが、鳥居元忠が郡内を支配した天正十年十二月から天正十八年七月の間のものである。この焼跡は前に引用した正徳五年の口上書にあつた火災の時のものと思われ、現存している村有文書の中では、もう一通、天正十九年ころと思われる加藤光吉の印判状にも全く同じ焼跡が確認できる。このことから、本村では巢鷹に関する文書は村の共有権利を証明するものとして、特別な保管をしていたことがわかる。恐らくその中には、武田氏時代のものもふくまれていたと思われるが、それらが、前述した元禄元年（一六八八）の火災によつて焼失し、わずかにこの二通のみが残つたといえる。

徳川家康は、天正十一年（一五八三）以降も何度か甲府へ赴いて、甲斐国内の再編成に努めている。とりわけ天正十一年には長期間滞在して、国内の寺社領や知行人へ安堵状や宛行状を多く発給している。しかしそうした家康の証書類が郡内領には一通も残っていないという事は、すでに郡内領の鳥居元忠をかなり独立した大名として扱つていたとも考えられる。この時期の家康自身はまだ五カ国領有時代であつて、浜松から駿府に本拠を移したものの、豊臣秀吉との天下争覇の時期であり、内政外交ともに多難であつた。そうした状況の下で、五カ国内に譜代家臣を配置して、かなりの権限を分与して支配させていた。つまり後の幕藩制の原型がすでにこの五カ国時代にみられるのではないかと思われる。

この時期、関東には小田原北条氏が大領国を構えていたし、東北地方は伊達政宗によつて統一されつつあつた。畿内以西を統一した秀吉は、家康をも臣従させ、いよいよ関東への出馬を決意した。天正十八年（一五九〇）四月、秀吉は全国の諸大名に小田原征伐の触を出し、鳥居元忠も家康に従つて出陣した。七月に小田原城は陥落し、秀吉は全国平定を実現させた。その結果、家康は関東への移封となり、八月江戸城へ入つた。鳥居元忠も下総矢作四万石の城主として郡内領を去つた。

（柴 辻 俊 六）